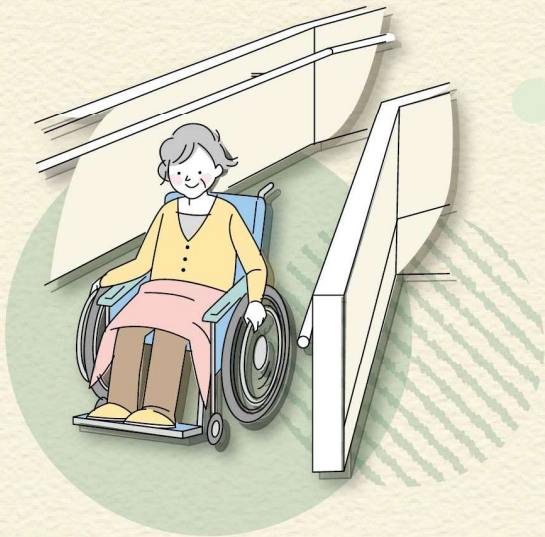
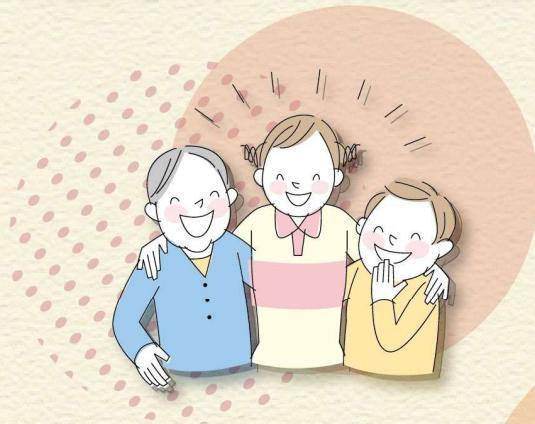


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



南知多町

第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画



令和6年3月
南知多町

目次

第1章 計画策定の趣旨について.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 国の障害者施策の流れ.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	8
第2章 障がいのある方をとりまく現状と課題.....	9
1 南知多町の現状.....	9
2 当事者アンケート調査結果からみた現状.....	22
3 事業所アンケート調査結果からみた現状.....	42
4 知多南部地域自立支援協議会各部会からの提言.....	44
5 分野別課題.....	50
第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画.....	54
1 国の基本指針の概要.....	54
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における目標の進捗状況.....	55
3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】.....	62
4 障害福祉サービスの見込量.....	73
5 地域生活支援事業の見込量.....	83
第4章 計画の推進体制及び評価.....	92
1 計画の推進体制.....	92
2 計画の進行管理.....	92

資料編	93
1 南知多町障がい者計画等策定委員会設置要綱	93
2 南知多町障がい者計画等策定委員会委員名簿	95
3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定経過の概要	96
4 町内サービス事業所一覧	97
5 用語解説	98

【「害」の字をひらがな表記することについて】

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざい」等の意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成になることも期待されます。本計画書では、法令で定められた用語や団体名等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。



第1章 計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

南知多町（以下「本町」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、令和3年度に「南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちの実現」を念頭に、次期計画である「南知多町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

Ⅱ 2 国の障害者施策の流れ

(1) 障害者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障害者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が可決・成立し、令和6（2024）年4月に施行されます。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

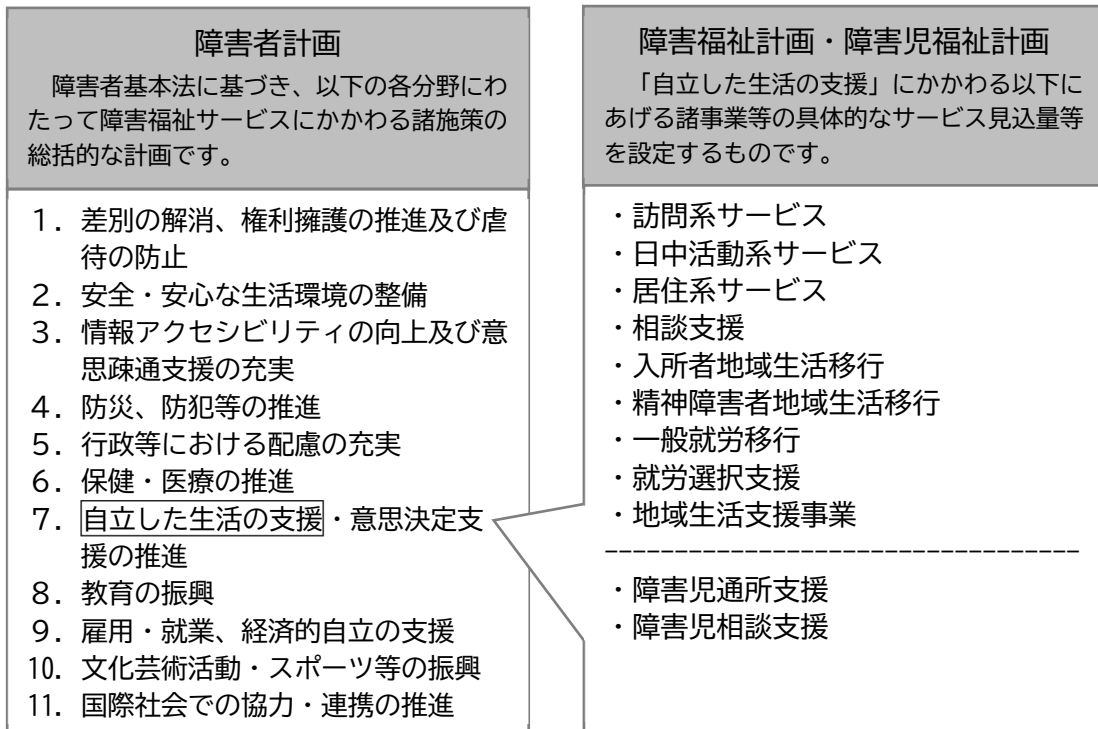
「南知多町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」(以下「本計画」)は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障害者(児)福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次)障害者基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針(都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	あいち障害者福祉プラン2021-2026		
南知多町	第2次障がい者計画	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



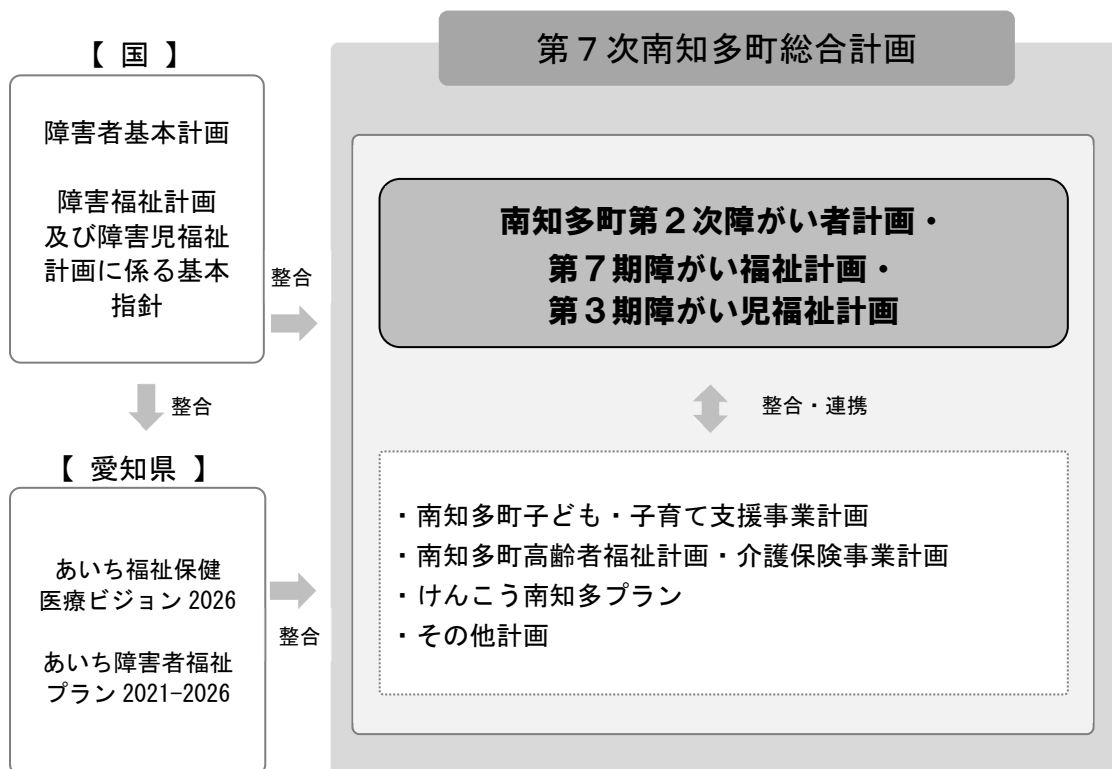
【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 関連計画

本計画は、町の最上位計画である「第7次南知多町総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本町が策定した「南知多町子ども・子育て支援事業計画」「南知多町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「けんこう南知多プラン」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本町における障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本町に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

今回策定する「南知多町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者 計画	第2次障がい者計画（R3-R11）								
障がい 福祉計画	第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画			次期計画 障がい福祉計画			
障がい児 福祉計画	第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画			次期計画 障がい児福祉計画			

5 計画の策定体制

（1）計画の策定体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者、及び関係機関の代表者等で組織する「南知多町障がい者計画等策定委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

（2）計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査や、パブリックコメントを実施しました。



第2章

障がいのある方をとりまく現状と課題

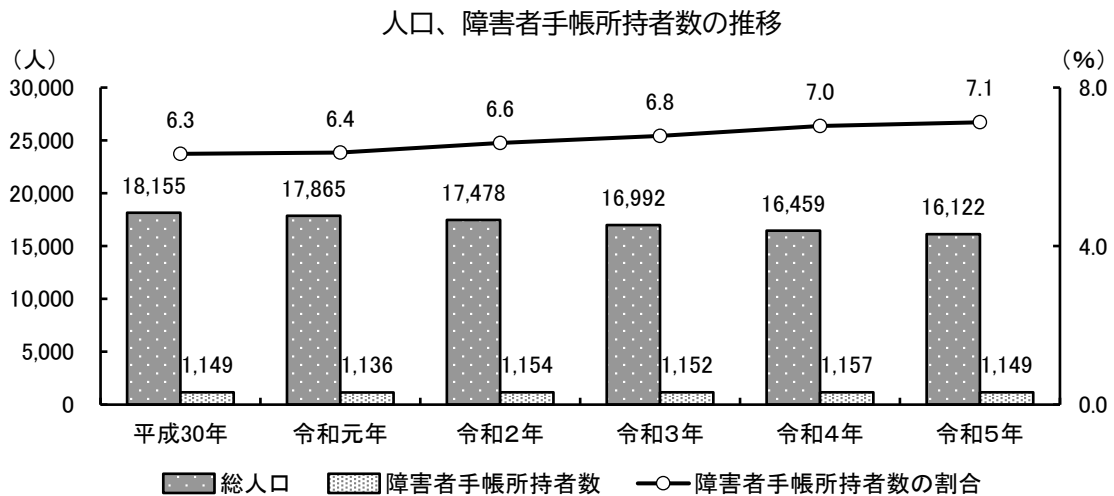
1 南知多町の現状

(1) 障害者手帳所持者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、減少傾向にあり、令和5年4月1日現在16,122人と、5年間で2,033人減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在1,149人で、横ばいで推移していますが、人口減少もあいまって、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は7.1%と増加傾向にあります。



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

本町の総人口に占める障がいのある方の割合は、令和5年4月1日現在で身体障がいのある方が4.8%、知的障がいのある方が0.6%、精神障がいのある方が1.7%となっています。

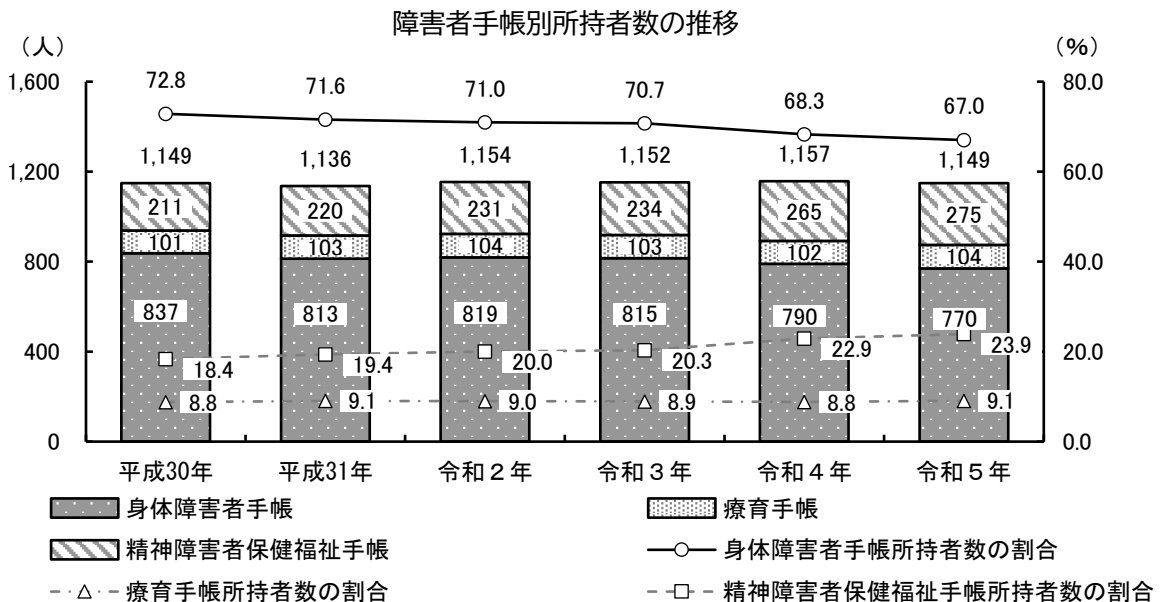
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の年齢別所持者の状況

項目	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
総人口(人)	16,122	1,667	2,799	5,202	6,454
身体障害者手帳数(件)	770	11	22	114	623
療育手帳数(件)	104	20	44	24	16
上記のうち、身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数(人)	12	3	4	2	3
精神障害者保健福祉手帳数(件)	275	1	43	100	131

資料：住民福祉課（令和5年4月1日現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日現在770人となっています。療育手帳所持者数は100人程度で推移しており、令和5年4月1日現在104人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日現在275人となっています。



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

③ 身体障害者手帳の等級別・障がい種類別所持者数推移

身体障害者手帳の等級別所持者数の推移をみると、令和5年4月1日未現在、1級の手帳所持者数が208人（27.0%）で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が192人（24.9%）となっています。

身体障害者手帳の等級別所持者数推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	240 28.7%	235 28.9%	238 29.1%	231 28.3%	223 28.2%	208 27.0%
2級	113 13.5%	111 13.7%	115 14.0%	113 13.9%	108 13.7%	107 13.9%
3級	181 21.6%	178 21.9%	167 20.4%	165 20.2%	165 20.9%	170 22.1%
4級	200 23.9%	194 23.9%	201 24.5%	205 25.2%	197 24.9%	192 24.9%
5級	57 6.8%	54 6.6%	56 6.8%	55 6.7%	51 6.5%	45 5.8%
6級	46 5.5%	41 5.0%	42 5.1%	46 5.6%	46 5.8%	48 6.2%
合計	837	813	819	815	790	770

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳の障がい種類別所持者数の推移をみると、内部障がいの手帳所持者数の割合は30%程度で推移しています。令和5年4月1日現在、肢体不自由が402人（52.2%）と最も多く、次いで内部障がいが245人（31.8%）となっています。

身体障害者手帳の障がい種類別所持者数推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	40 4.8%	36 4.4%	36 4.4%	36 4.4%	32 4.1%	33 4.3%
聴覚・平衡機能障がい	83 9.9%	83 10.2%	86 10.5%	81 9.9%	80 10.1%	83 10.8%
音声・言語・そしゃく 機能障がい	5 0.6%	5 0.6%	6 0.7%	6 0.7%	6 0.8%	7 0.9%
肢体不自由	473 56.5%	445 54.7%	448 54.7%	440 54.0%	426 53.9%	402 52.2%
内部障がい	236 28.2%	244 30.0%	243 29.7%	252 30.9%	246 31.1%	245 31.8%
合計	837	813	819	815	790	770

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持者数をみると、令和5年4月1日現在、障がい等級の重度である1級、2級は合わせて315人となっています。

身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持者数

単位：人

	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	11	0	0	62	135	208
2級	15	22	1	65	4	107
3級	0	10	4	104	52	170
4級	3	29	2	104	54	192
5級	2	0	0	43	0	45
6級	2	22	0	24	0	48
合計	33	83	7	402	245	770

資料：住民福祉課（令和5年4月1日現在）

身体障害者手帳の年齢別所持者数の推移をみると、「0～17歳」はわずかに増加傾向、「18歳以上」は減少傾向にあります。

身体障害者手帳の年齢別所持者数推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	8	9	9	10	10	11
18歳以上	829	804	810	805	780	759
合計	837	813	819	815	790	770

資料：住民福祉課（各年4月1日未現在）

④ 療育手帳の障がい程度別所持者数推移

療育手帳の程度（判定）別所持者数の推移をみると、障がいの程度別のすべてにおいて増減を繰り返しています。令和5年4月1日現在、重度であるA判定の手帳所持者数が47人（45.2%）で最も多く、次いでC判定の手帳所持者数が32人（30.8%）となっています。

療育手帳の障がい程度別所持者数推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定	47 46.5%	47 45.6%	48 46.2%	48 46.6%	46 45.1%	47 45.2%
B判定	24 23.8%	25 24.3%	23 22.1%	22 21.4%	22 21.6%	25 24.0%
C判定	30 29.7%	31 30.1%	33 31.7%	33 32.0%	34 33.3%	32 30.8%
合計	101	103	104	103	102	104

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳の程度（判定）別所持者数について年齢別にみると、いずれの判定でも「18～39歳」が最も多くなっています。

療育手帳の年齢別障がい程度別所持者数

単位：人

項目	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	総数
A判定	8	17	14	8	47
B判定	3	10	6	6	25
C判定	9	17	4	2	32
合計	20	44	24	16	104

資料：住民福祉課（令和5年4月1日現在）

療育手帳の年齢別所持者数の推移をみると、「0～17歳」は20人台、「18歳以上」は80人前後で推移しています。

療育手帳の年齢別所持者数推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～17歳	24	26	22	22	20	20
18歳以上	77	77	82	81	82	84
合計	101	103	104	103	102	104

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

⑤ 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数推移

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数の推移をみると、令和5年の1級の手帳所持者数は平成30年の1.4倍と増加が著しく、2級も1.2倍になっており、重度化の傾向がうかがえます。令和5年4月1日現在、2級の手帳所持者数が161人（58.5%）で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が84人（30.5%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	58 27.5%	63 28.6%	66 28.6%	64 27.4%	81 30.6%	84 30.5%
2級	129 61.1%	130 59.1%	137 59.3%	143 61.1%	154 58.1%	161 58.6%
3級	24 11.4%	27 12.3%	28 12.1%	27 11.5%	30 11.3%	30 10.9%
合計	211	220	231	234	265	275

資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳の年齢別等級別所持者数をみると、令和5年4月1日現在、1級は「65歳以上」が63人、2級は「40～64歳」が73人と最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の年齢別等級別所持者数

単位：人

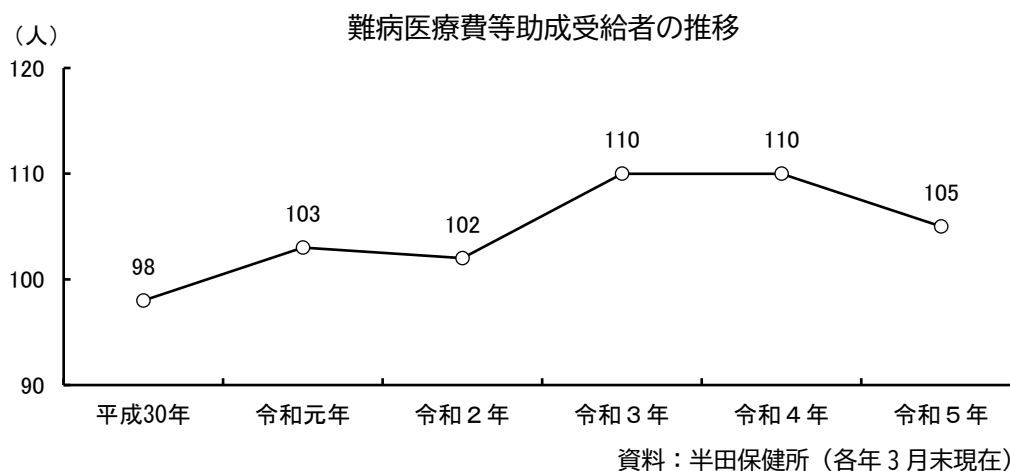
項目	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	総数
1級	0	6	15	63	84
2級	1	26	73	61	161
3級	0	11	12	7	30
合計	1	43	100	131	275

資料：住民福祉課（令和5年4月1日現在）

(2) 各種助成受給者の状況

① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和5年3月末現在105人と、令和3年、令和4年に比べ減少しています。



② 特定疾患医療費給付承認状況

令和5年3月末現在、難病患者のうち特定疾患医療給付者数は105人です。特に潰瘍性大腸炎が24人、パーキンソン病が10人と多くなっています。

特定疾患医療費給付承認状況

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
筋萎縮性側索硬化症	1	0	0
進行性核上性麻痺	0	0	1
パーキンソン病	11	11	10
大脳皮質基底核変性症	0	0	0
重症筋無力症	2	2	2
多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	6	7
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	0	0
多系統萎縮症	0	0	0
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	0	2	0
もやもや病	1	2	2
天疱瘡	1	2	2
高安動脈炎	0	0	0
結節性多発動脈炎	1	1	1

	令和3年	令和4年	令和5年
顕微鏡的多発血管炎	0	0	1
多発血管炎性肉芽腫症	1	0	0
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	1	2
悪性関節リウマチ	1	1	1
バージャー病	1	1	0
全身性エリテマトーデス	7	7	7
皮膚筋炎／多発性筋炎	5	5	5
全身性強皮症	6	5	5
成人スチル病	2	1	1
ベーチェット病	3	3	3
特発性拡張型心筋症	2	2	2
再生不良性貧血	0	0	0
自己免疫性溶血性貧血	1	0	1
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	1
特発性血小板減少性紫斑病	3	3	2
IgA腎症	0	0	0
多発性嚢胞腎	2	2	0
黄色靭帯骨化症	2	2	1
後縦靭帯骨化症	4	4	4
特発性大腿骨頭壊死症	3	4	4
下垂体性PRL分泌亢進症	1	2	2
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	1	1
下垂体前葉機能低下症	2	1	1
サルコイドーシス	3	2	2
原発性胆汁性胆管炎	2	1	1
自己免疫性肝炎	1	0	0
クローン病	2	3	3
潰瘍性大腸炎	25	26	24
好酸球性消化管疾	0	0	1
ウィルソン病	0	1	1
急速進行性糸球体腎炎	0	1	1
ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	0	0	1
一次性ネフローゼ症候群	1	1	0
紫斑病性腎炎	0	0	0
強直性脊椎炎	1	1	1
好酸球性副鼻腔炎	1	2	1
合計	110	110	105

資料：半田保健所（各年3月末現在）

③ 障害者医療費（町）の助成（実績）

身体障害者手帳1～3級、知的障がいのある方で知能指数50以下の方等に対し、医療にかかる経済的負担を軽減するため、保険医療の一部負担金を助成しています。その受給者数は、令和5年3月末時点では168人で、助成件数は3,591件です。

障害者医療費（町）の助成（実績）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数(人)	180	174	172	172	168	168
助成件数(件)	3,826	3,730	3,737	3,588	3,699	3,591
助成金合計(千円)	28,014	27,645	25,670	24,319	26,847	21,451
一人あたりの助成額(円)	155,632	158,880	149,247	141,388	159,805	127,683
一件当たりの助成額(円)	7,322	7,412	6,869	6,778	7,258	5,974

資料：保険年金室（各年3月末現在）

(3) 障がい者雇用の状況

① 町職員の障がい者雇用状況

令和5年4月1日現在、本町における町職員の障がい者雇用人数は8人です。算定基礎労働者数に対する雇用率は3.23%であり、障がい者法定雇用率の2.8%（官公庁）を上回っています。

町職員の障がい者雇用状況

単位：人

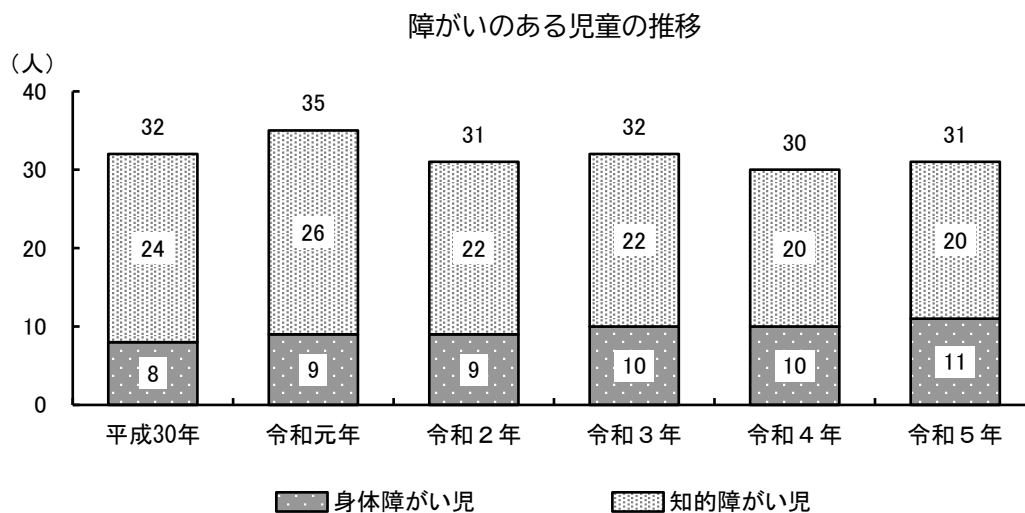
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
算定基礎労働者数	253.5	257.5	263.5	261.5	253.0	247.5
障がいの者	6	5	8	8	8	8
雇用率	2.37%	1.94%	3.04%	3.06%	3.16%	3.23%

資料：総務課（各年4月1日現在）

(4) 障がいのある児童の状況

① 障がいのある児童の推移

障がいのある児童の推移をみると、身体障がいのある児童では、令和5年4月1日現在11人で、横ばい状態にあります。知的障がいのある児童もほぼ横ばいですが、令和5年4月1日現在20人で、令和4年とともに過去6年間でもっとも少なくなっています。



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

② 保育所の状況

令和5年4月1日現在、南知多町の公立保育所・私立保育園に252人が通園しており、うち障がいのある児童等は0人となっています。

保育所の状況

単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	計
在籍児数	46	62	144	252
在籍障がい児数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
加配保育士数	0	0	0	0

※ () は手帳所持児数

資料：健康子育て室（令和5年4月1日現在）

③ 小・中学校の特別支援学級の状況

令和5年5月1日現在、南知多町には公立小学校が5校、公立中学校が2校あります。公立小学校は、5校すべてに特別支援学級が設置されており、児童数は26人となっています。公立中学校は、2校とも特別支援学級が設置されており、生徒数は17人となっています。

小・中学校の特別支援学級の状況

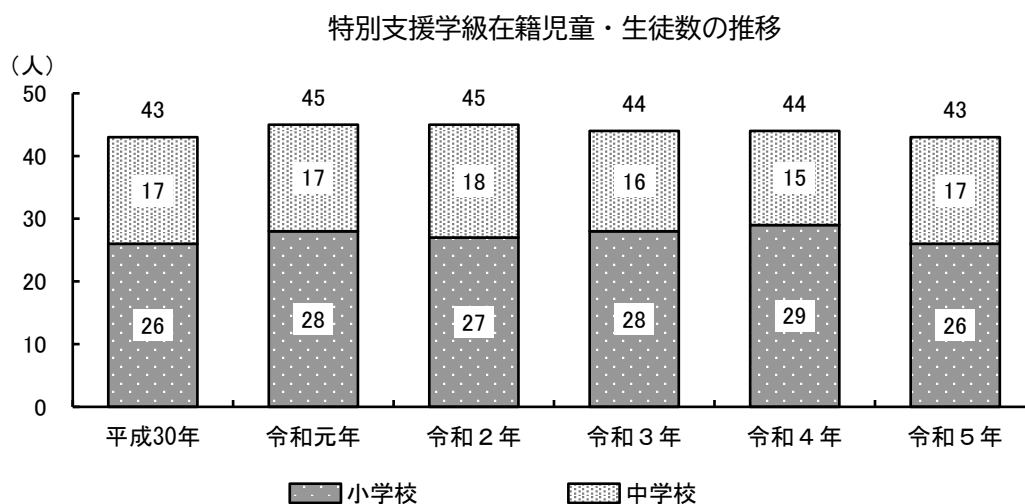
単位：%

	学校数 (校)	設置校数 (校)	学級数 (級)	児童数・生徒数 (人)
小学校	5	5	12	26
中学校	2	2	6	17
計	7	7	18	43

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

④ 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校、中学生いずれもほぼ横ばいで推移しています。令和5年5月1日現在、小学校の児童数は26人、中学校の生徒数は17人となっています。

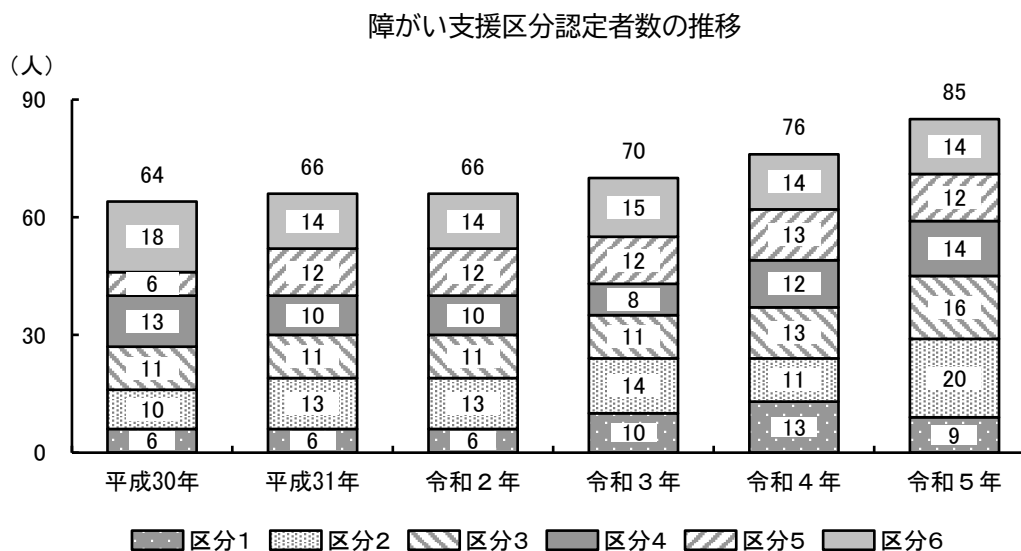


資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(5) 障がい支援区分の状況

① 障がい支援区分認定者数の推移

障がい支援区分認定者数の推移をみると、令和2年以降、認定者数の増加傾向がみられます。令和5年4月1日現在、区分2が20人で最も多く、次いで区分3が16人となっています。



資料：住民福祉課（各年4月1日現在）

(6) 人的資源等の状況

① 相談員の設置状況

障がいのある方及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する相談事業を、各種相談員を配置して行っていますが、現在は民生委員・児童委員が51人となっています。

相談員の設置状況

単位：人

	人員
民生委員・児童委員	51
身体障害者相談員	0
知的障害者相談員	0

資料：住民福祉課（令和5年4月1日現在）

② ボランティア団体等の状況

令和5年5月1日現在、南知多町社会福祉協議会にボランティア団体として登録している団体は42団体、登録人員は717人です。これまでの推移をみると、団体数は横ばい傾向ですが、登録人数は令和5年に大きく減少しています。

ボランティア団体等の状況

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数(団体)	40	43	43	41	42	42
団体登録者数(人)	788	868	844	810	825	717
個人登録者数(人)	0	1	1	1	1	2
計(人)	788	869	845	811	826	719

資料：南知多町社会福祉協議会（各年5月1日現在）

2 当事者アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

町民の方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、「南知多町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定や施策推進に役立てるために調査を実施しました。

② 調査対象

南知多町内にお住いの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証をお持ちの方

③ 調査期間

令和5年9月8日から令和5年10月2日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

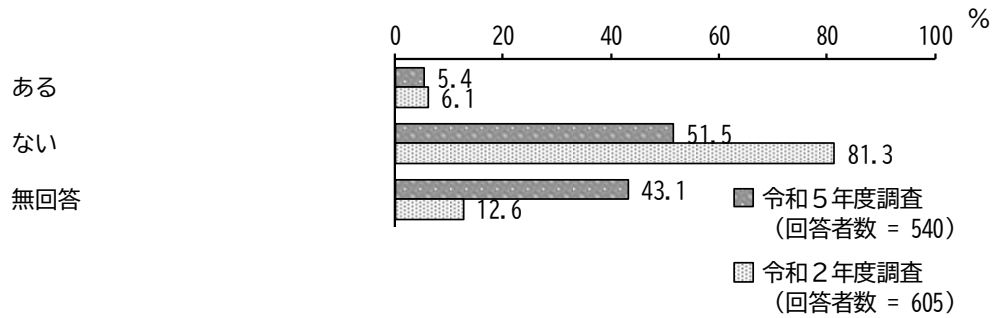
配布数	有効回答数	有効回答率
1,270 通	540 通	42.5%

(2) 調査の結果

① あなたの障がいの状況について

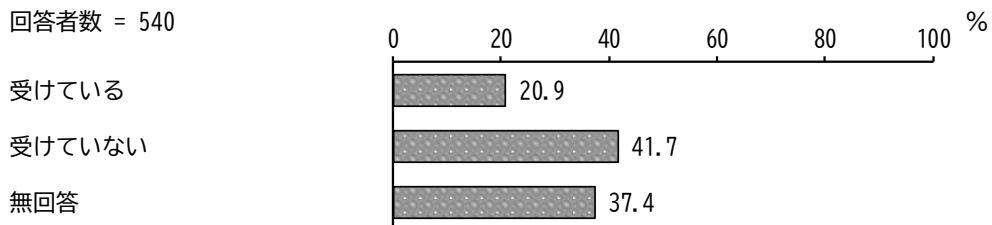
ア 発達障害と診断されたことの有無

「ある」の割合が5.4%、「ない」の割合が51.5%となっています。
令和2年度調査と比較すると、「ない」の割合が減少しています。



イ 現在医療的ケアを受けているか

「受けている」の割合が20.9%、「受けていない」の割合が41.7%となっています。

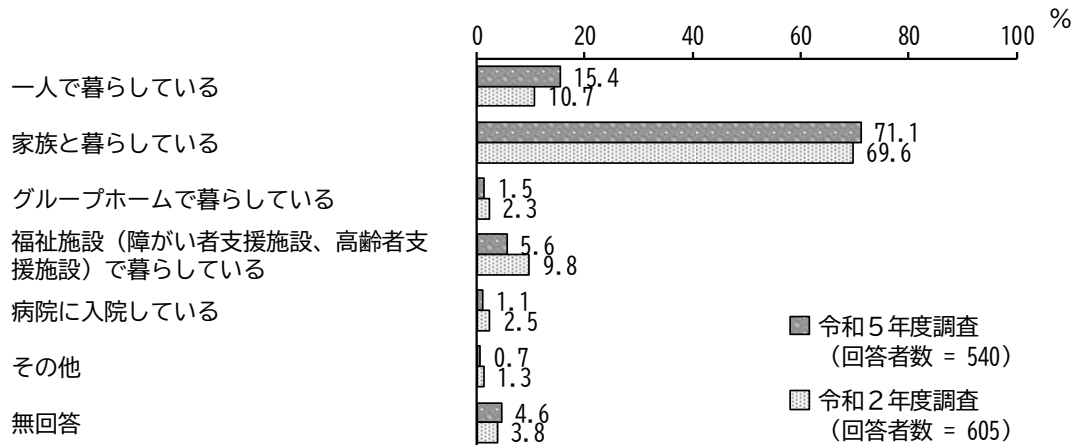


② 住まいや暮らしについて

ア 現在の暮らし

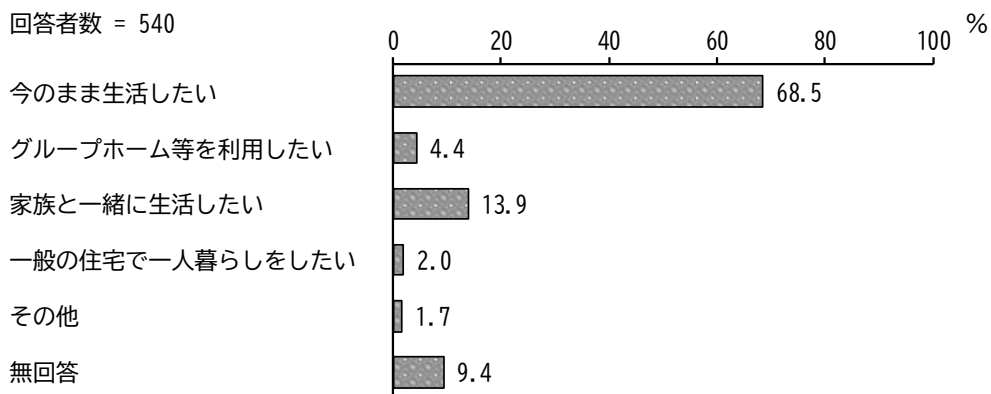
「家族と暮らしている」の割合が71.1%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が15.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ この地域で生活するにあたり居住等の希望

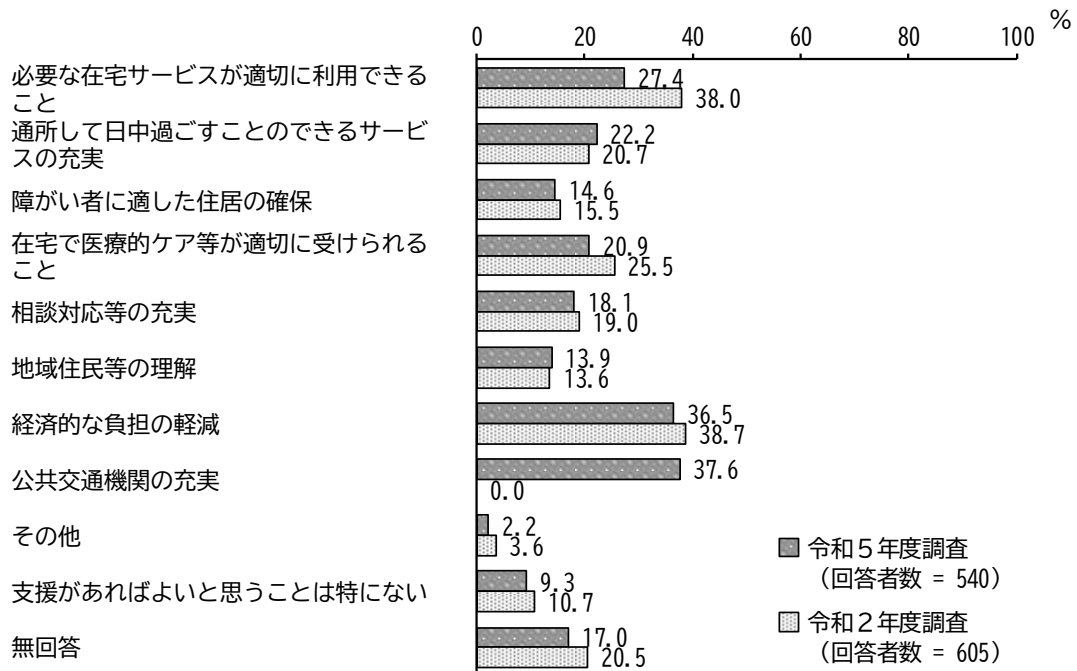
「そのまま生活したい」の割合が68.5%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」の割合が13.9%となっています。



ウ この地域で生活するにあたり必要な支援

「公共交通機関の充実」の割合が37.6%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」の割合が36.5%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が27.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「公共交通機関の充実」の割合が増加しています。一方、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が減少しています。



【障がい別】

障がい別にみると、知的障がいでは「地域住民等の理解」の割合が高くなっています。

単位：%

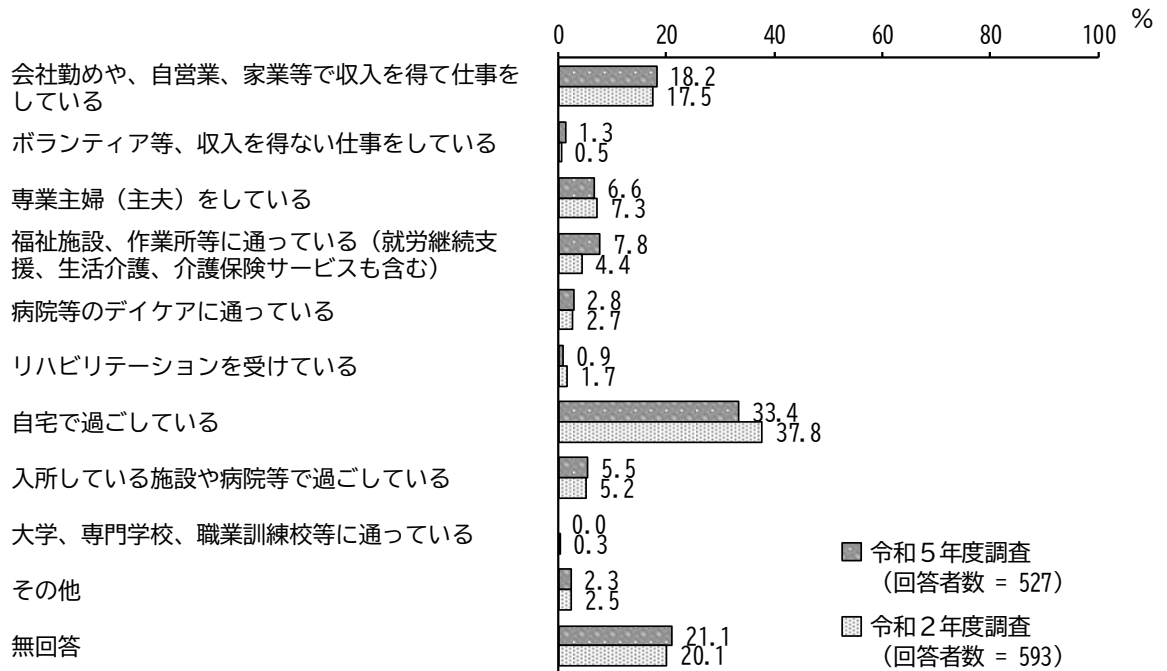
区分	回答者数(件)	必要な在宅サービスが適切に利用できること	通所して日中過ごすことのできるサービスの充実	障がい者に適した住居の確保	在宅で医療的ケア等が適切に受けられること	相談対応等の充実	地域住民等の理解	経済的な負担の軽減	公共交通機関の充実	その他	支援があればよいと思うことは特にない	無回答
全体	540	27.4	22.2	14.6	20.9	18.1	13.9	36.5	37.6	2.2	9.3	17.0
身体障がい	350	27.7	20.0	12.3	22.9	16.0	9.4	32.0	34.6	2.9	10.0	18.9
知的障がい	50	28.0	34.0	26.0	14.0	28.0	34.0	44.0	52.0	2.0	8.0	12.0
精神障がい	88	25.0	35.2	21.6	20.5	28.4	20.5	47.7	42.0	2.3	3.4	10.2

③ 日中活動や就労・就学について

ア 平日の日中の主な過ごし方

「自宅で過ごしている」の割合が33.4%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」の割合が18.2%となっています。

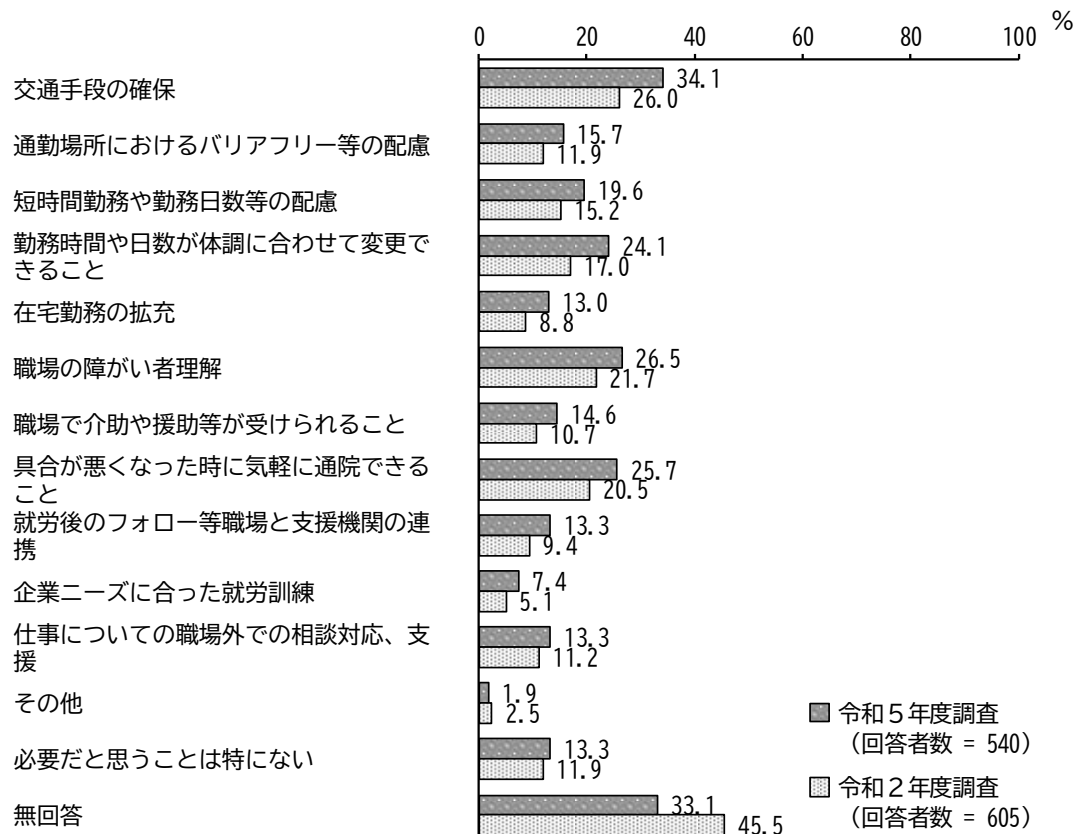
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 障がい者の就労支援として必要なこと

「交通手段の確保」の割合が34.1%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」の割合が26.5%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」の割合が25.7%となっています。

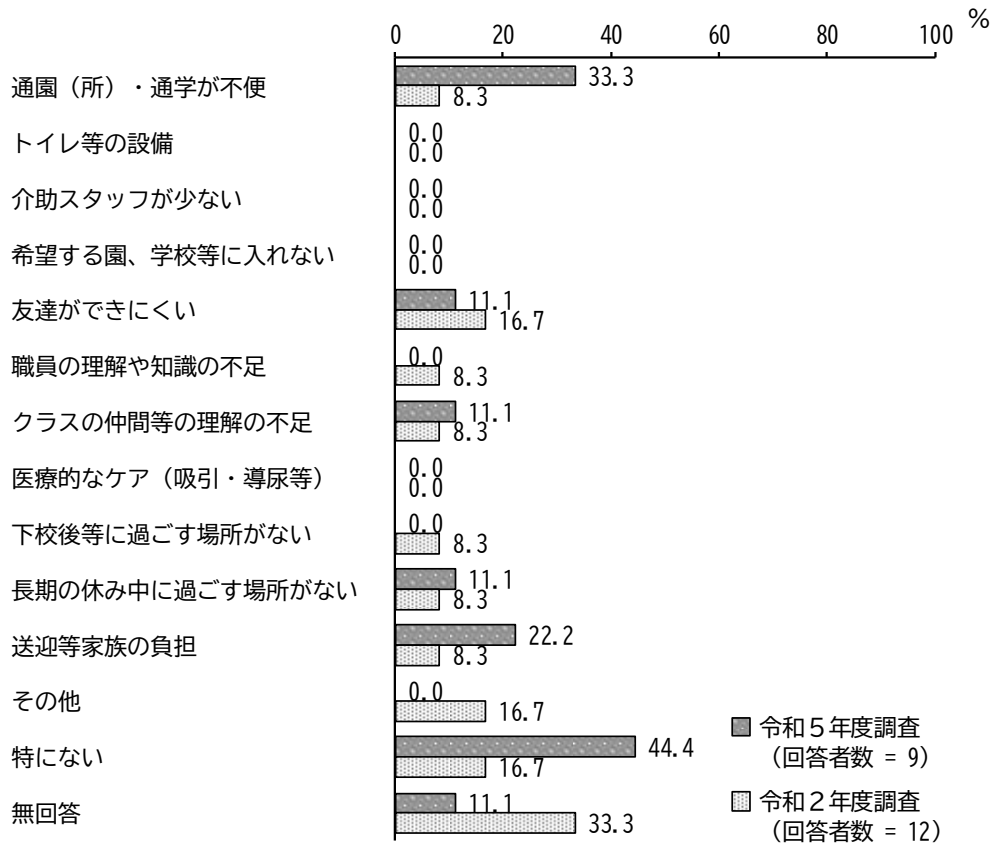
令和2年度調査と比較すると、「交通手段の確保」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」の割合が増加しています。



ウ 通園・通学で困っていること

「特にない」が4件となっています。「通園（所）・通学が不便」が3件、「送迎等家族の負担」が2件となっています。

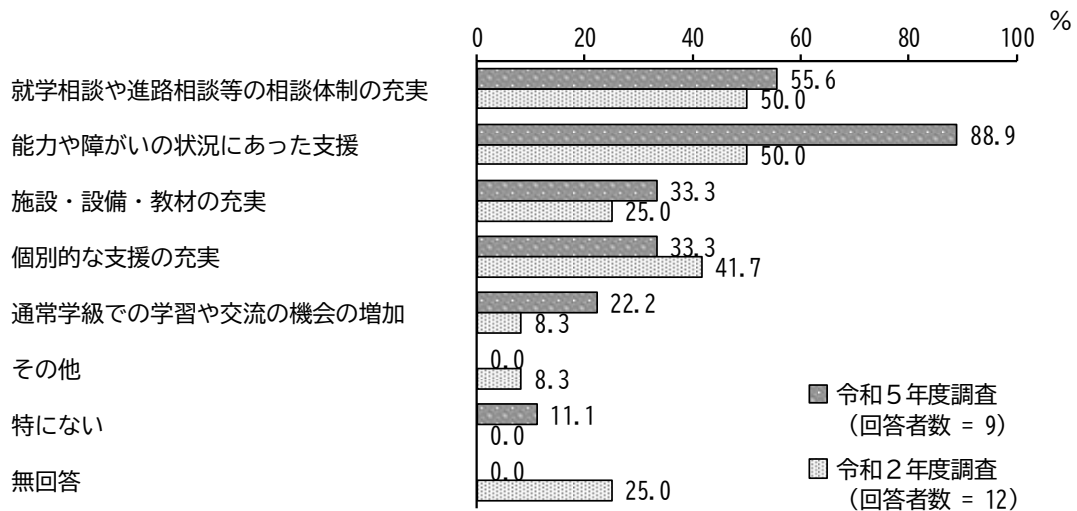
令和2年度調査と比較すると、「通園（所）・通学が不便」「送迎等家族の負担」「特にない」の割合が増加しています。一方、「友達ができにくい」「職員の理解や知識の不足」「下校後等に過ごす場所がない」の割合が減少しています。



エ 通園（所）・通学先や町の相談窓口に望むこと

「能力や障がいの状況にあった支援」が8件となっています。「就学相談や進路相談等の相談体制の充実」が5件、「施設・設備・教材の充実」、「個別的な支援の充実」が3件となっています。

令和2年度調査と比較すると、「就学相談や進路相談等の相談体制の充実」「能力や障がいの状況にあった支援」「施設・設備・教材の充実」「通常学級での学習や交流の機会の増加」「特にない」の割合が増加しています。一方、「個別的な支援の充実」の割合が減少しています。

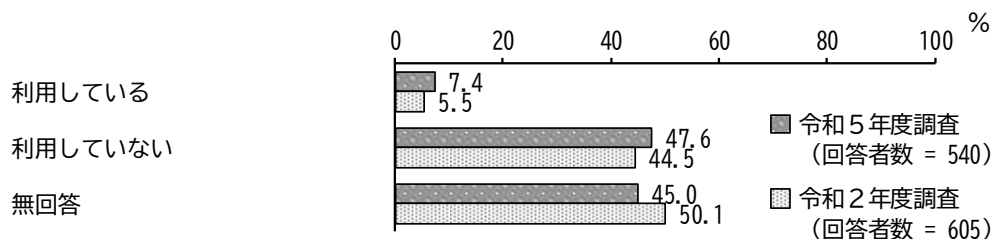


④ 障害福祉サービス等の利用について

ア 生活介護の現在の利用

「利用している」の割合が7.4%、「利用していない」の割合が47.6%となっています。

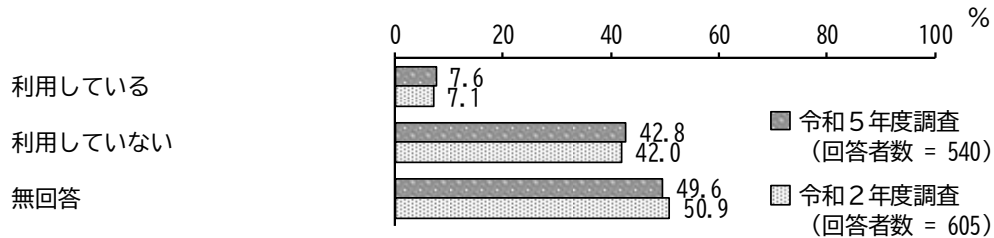
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 相談支援の現在の利用

「利用している」の割合が7.6%、「利用していない」の割合が42.8%となっています。

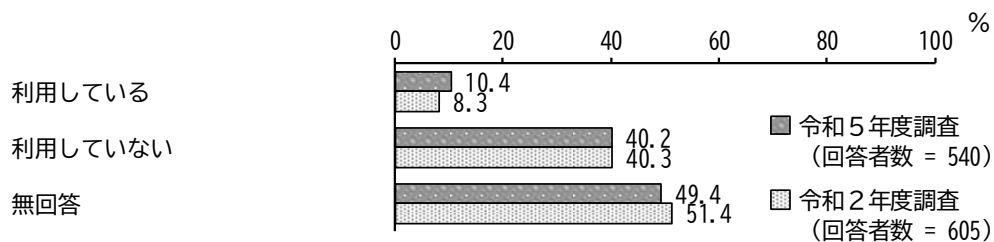
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



ウ 計画相談支援の現在の利用

「利用している」の割合が10.4%、「利用していない」の割合が40.2%となっています。

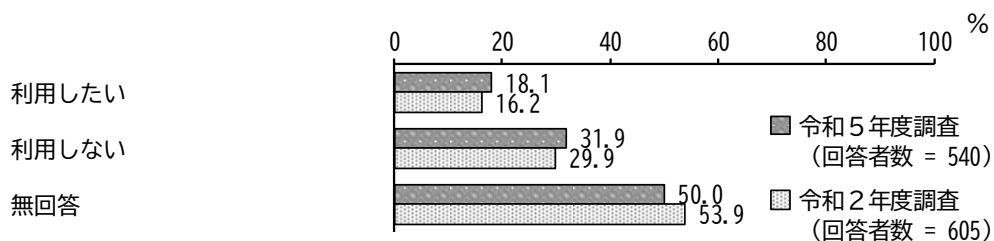
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



エ 居宅介護（ホームヘルプ）の今後の利用

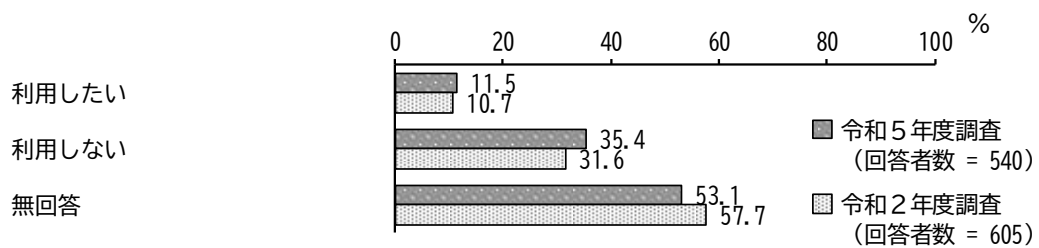
「利用したい」の割合が18.1%、「利用しない」の割合が31.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



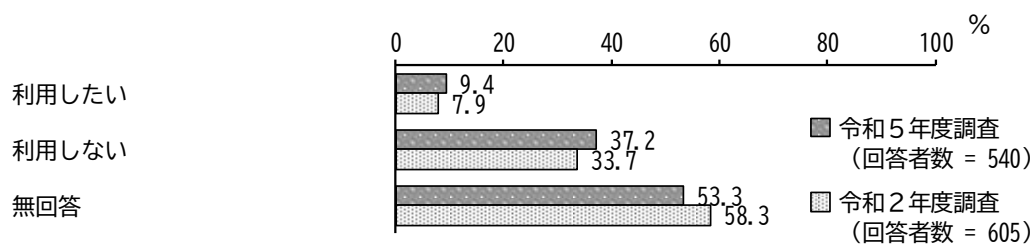
オ 重度訪問介護の今後の利用

「利用したい」の割合が11.5%、「利用しない」の割合が35.4%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



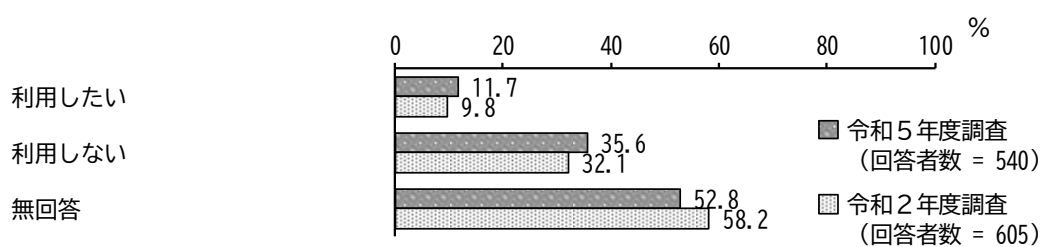
カ 同行援護の今後の利用

「利用したい」の割合が9.4%、「利用しない」の割合が37.2%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



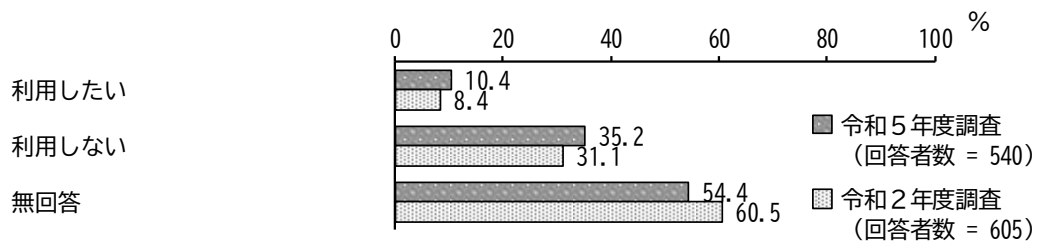
キ 行動援護の今後の利用

「利用したい」の割合が11.7%、「利用しない」の割合が35.6%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



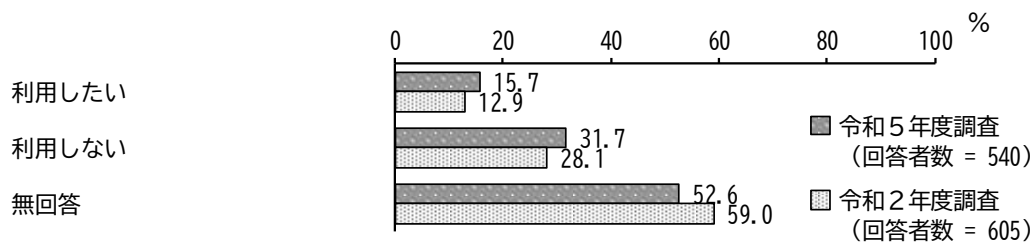
ク 重度障害者等包括支援の今後の利用

「利用したい」の割合が10.4%、「利用しない」の割合が35.2%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



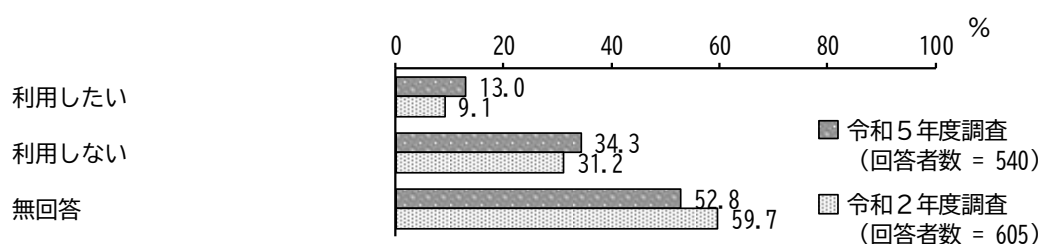
ケ 生活介護の今後の利用

「利用したい」の割合が15.7%、「利用しない」の割合が31.7%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



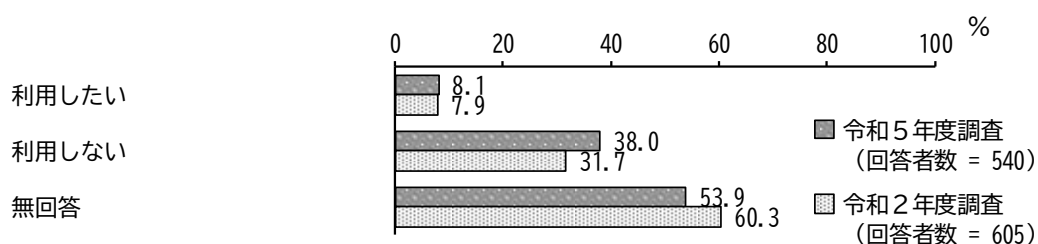
コ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の今後の利用

「利用したい」の割合が13.0%、「利用しない」の割合が34.3%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



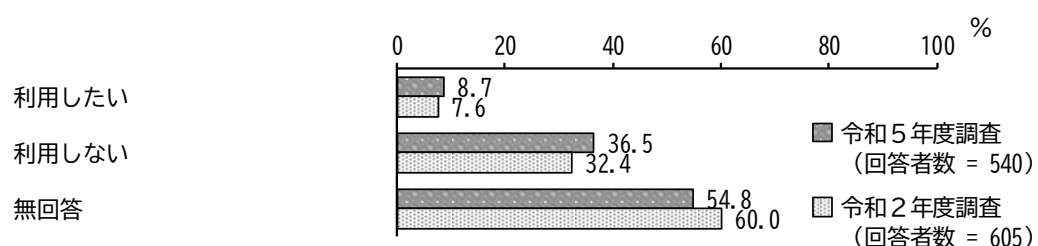
サ 就労移行支援の今後の利用

「利用したい」の割合が8.1%、「利用しない」の割合が38.0%となっています。
令和2年度調査と比較すると、「利用しない」の割合が増加しています。



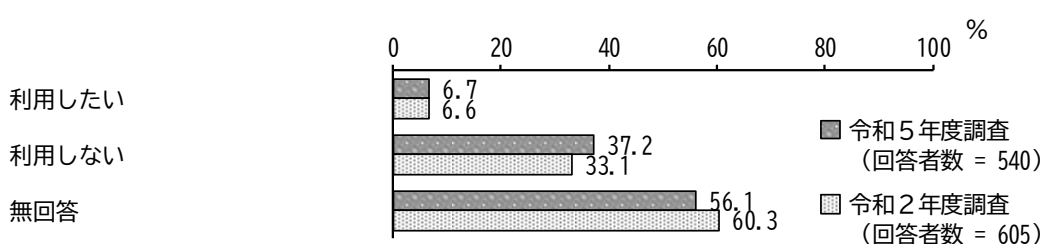
シ 就労継続支援（A型、B型）の今後の利用

「利用したい」の割合が8.7%、「利用しない」の割合が36.5%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



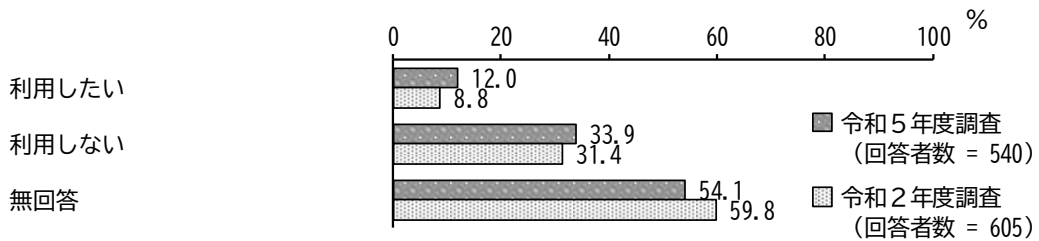
ス 就労定着支援の今後の利用

「利用したい」の割合が6.7%、「利用しない」の割合が37.2%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



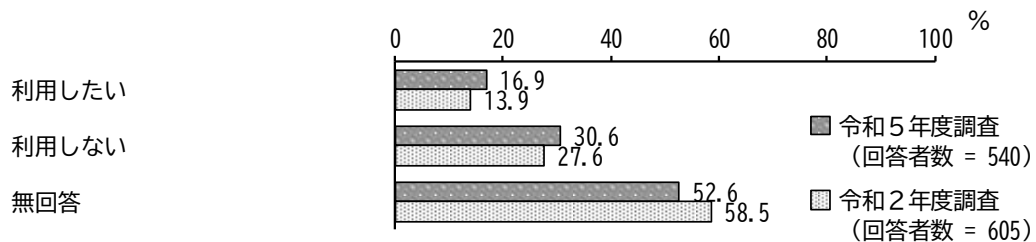
セ 療養介護の今後の利用

「利用したい」の割合が12.0%、「利用しない」の割合が33.9%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



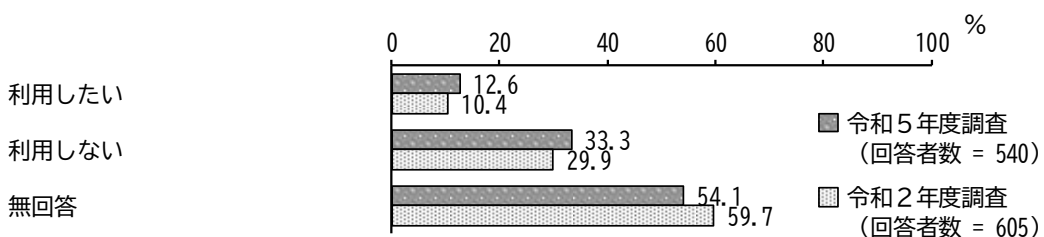
ソ 短期入所（ショートステイ）の今後の利用

「利用したい」の割合が16.9%、「利用しない」の割合が30.6%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



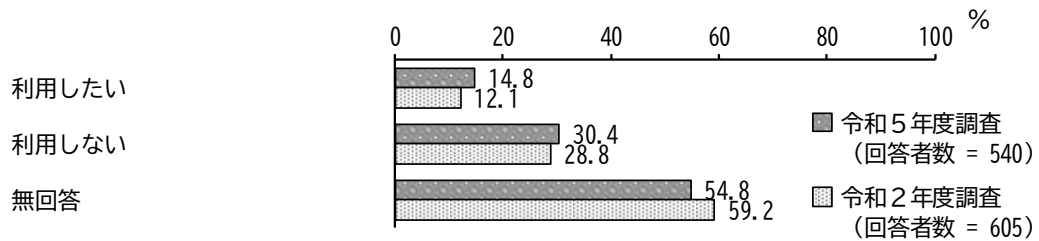
タ 共同生活援助（グループホーム）の今後の利用

「利用したい」の割合が12.6%、「利用しない」の割合が33.3%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



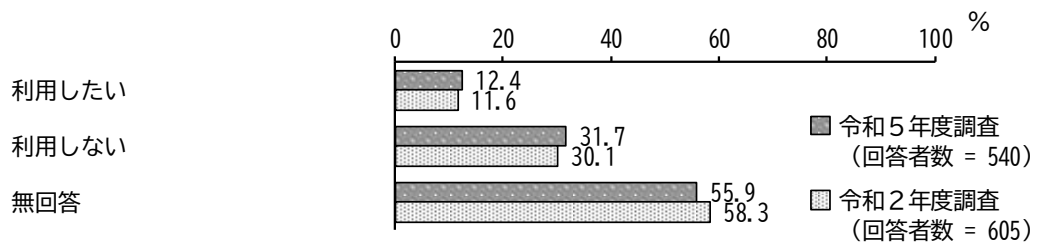
チ 自立生活援助の今後の利用

「利用したい」の割合が14.8%、「利用しない」の割合が30.4%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



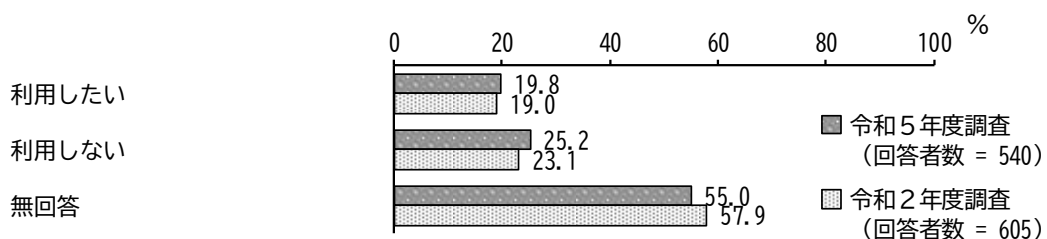
ツ 施設入所支援の今後の利用

「利用したい」の割合が12.4%、「利用しない」の割合が31.7%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



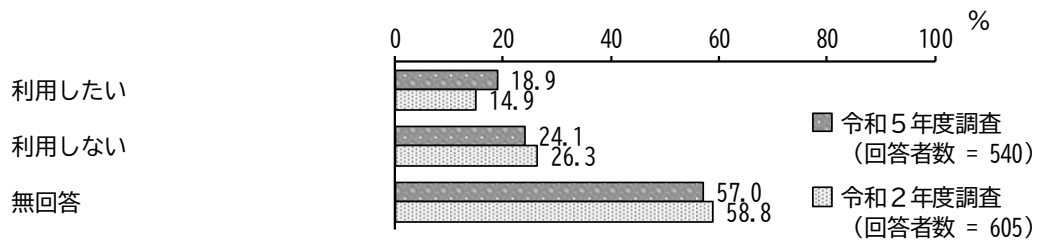
テ 相談支援の今後の利用

「利用したい」の割合が19.8%、「利用しない」の割合が25.2%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



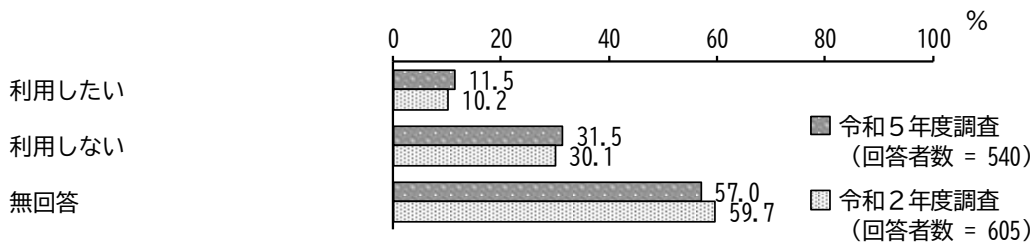
ト 計画相談支援の今後の利用

「利用したい」の割合が18.9%、「利用しない」の割合が24.1%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



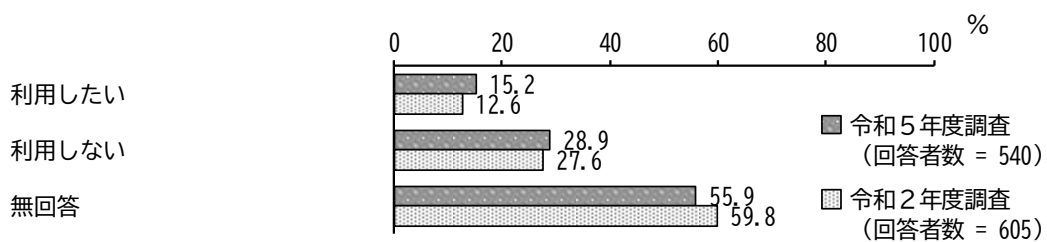
ナ 地域移行支援の今後の利用

「利用したい」の割合が11.5%、「利用しない」の割合が31.5%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



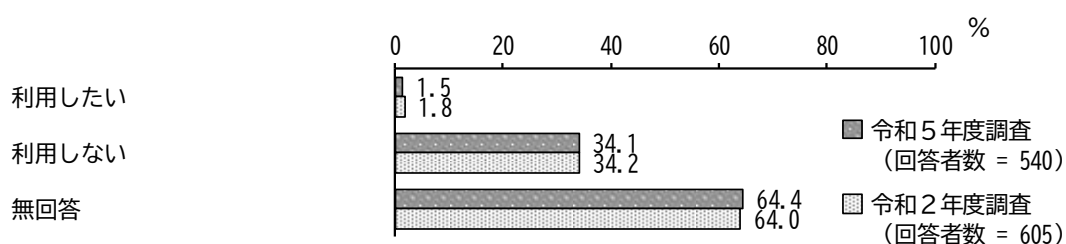
ニ 地域定着支援の今後の利用

「利用したい」の割合が15.2%、「利用しない」の割合が28.9%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



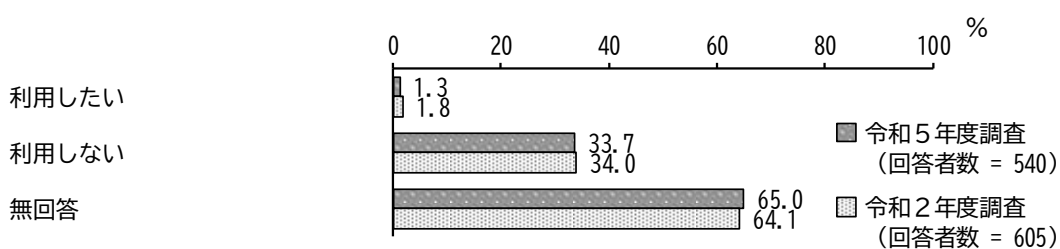
ヌ 児童発達支援の今後の利用

「利用したい」の割合が1.5%、「利用しない」の割合が34.1%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



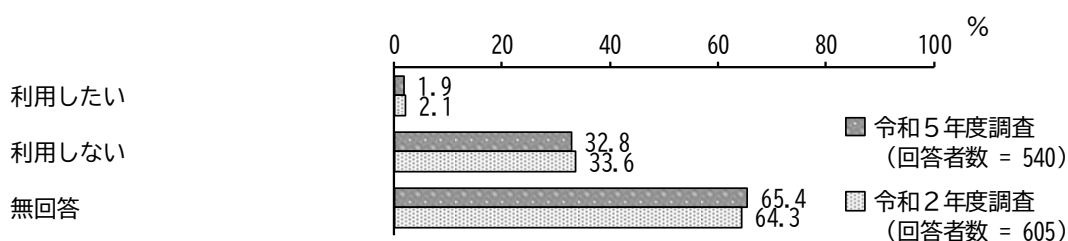
ネ 放課後等デイサービスの今後の利用

「利用したい」の割合が1.3%、「利用しない」の割合が33.7%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



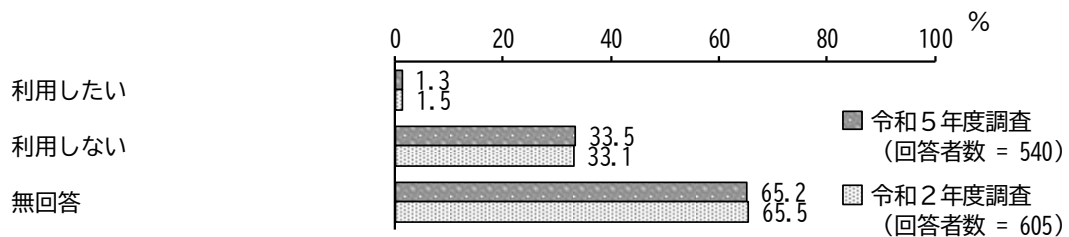
ノ 障害児相談支援の今後の利用

「利用したい」の割合が1.9%、「利用しない」の割合が32.8%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



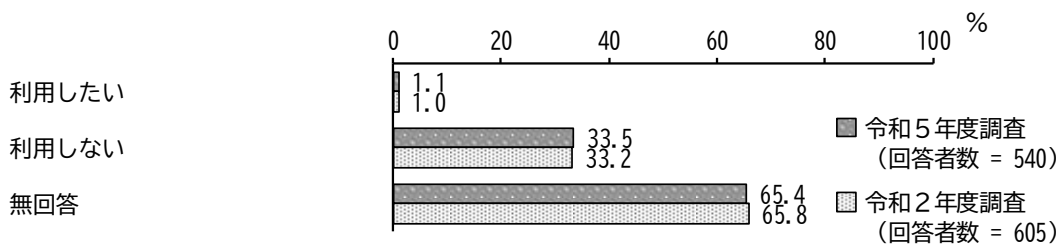
ハ 居宅訪問型児童発達支援の今後の利用

「利用したい」の割合が1.3%、「利用しない」の割合が33.5%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



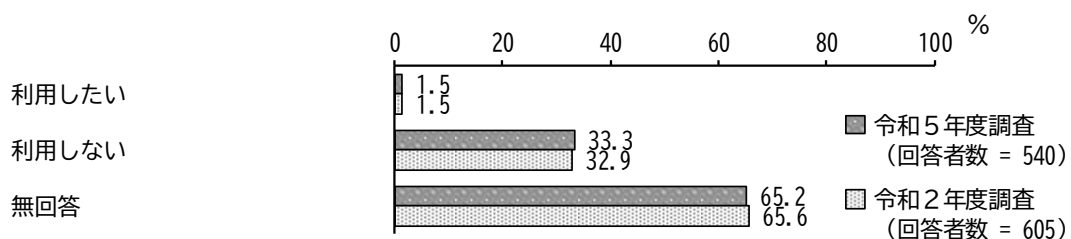
ヒ 保育所等訪問支援の今後の利用

「利用したい」の割合が1.1%、「利用しない」の割合が33.5%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



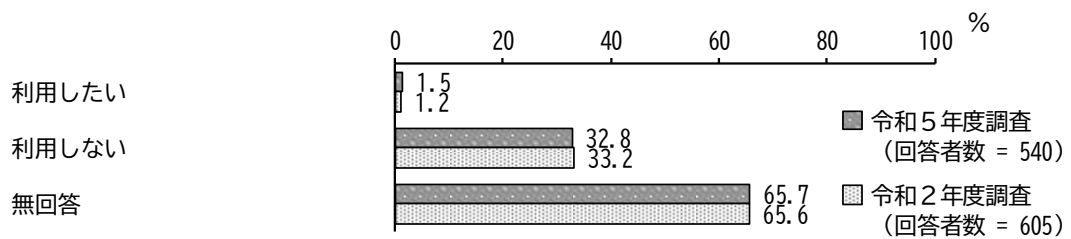
フ 医療型児童発達支援の今後の利用

「利用したい」の割合が1.5%、「利用しない」の割合が33.3%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



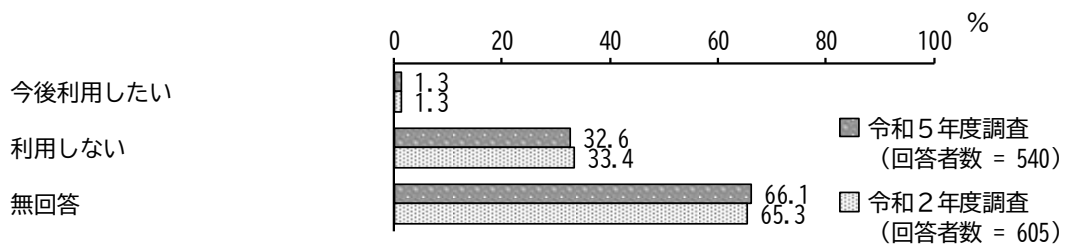
ハ 福祉型児童入所支援の今後の利用

「利用したい」の割合が1.5%、「利用しない」の割合が32.8%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



ホ 医療型児童入所支援の今後の利用

「今後利用したい」の割合が1.3%、「利用しない」の割合が32.6%となっています。
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

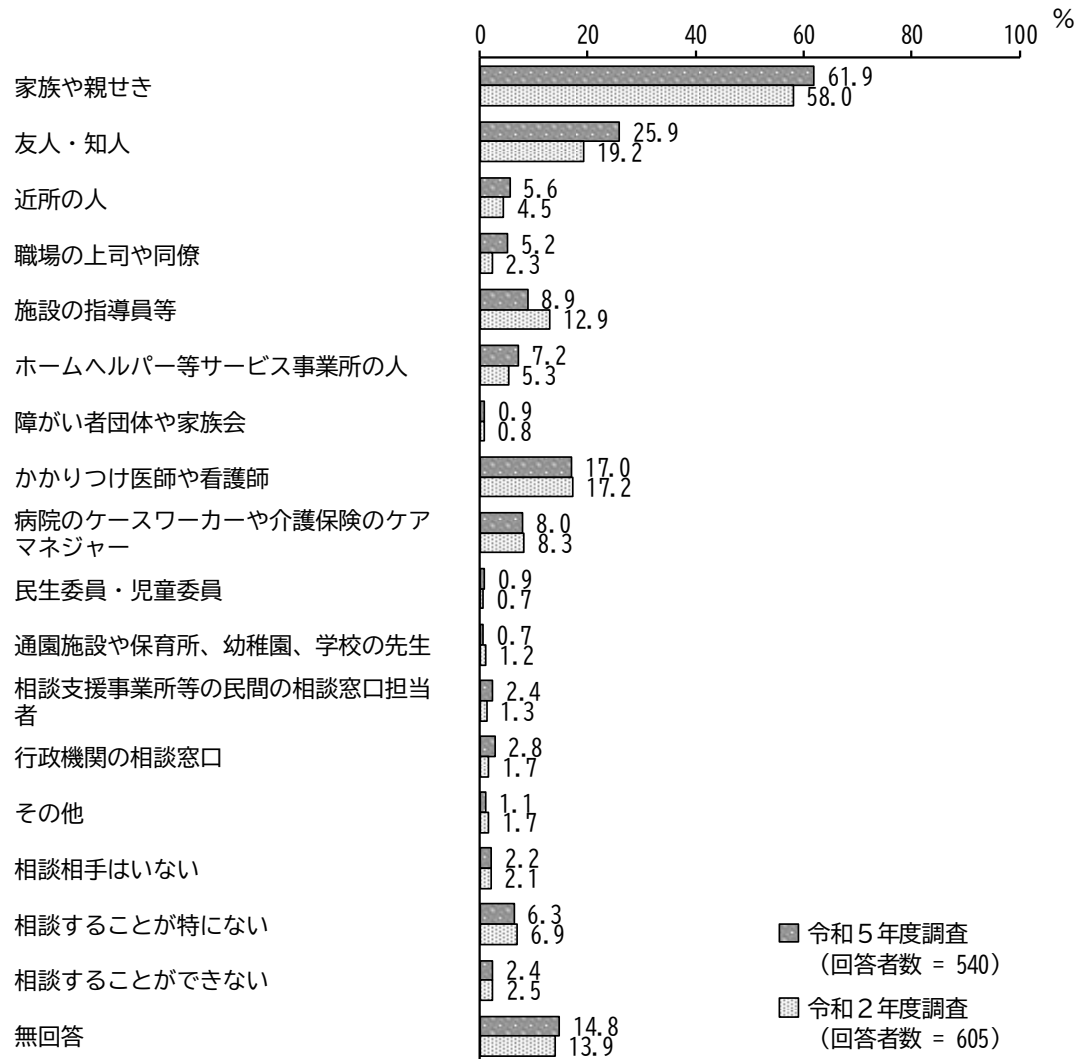


④ 相手について

ア 悩みや困ったことの相談先

「家族や親せき」の割合が61.9%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が25.9%、「かかりつけ医師や看護師」の割合が17.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「友人・知人」の割合が増加しています。



【障がい別】

障がい別にみると、精神障がいで「かかりつけ医師や看護師」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員等	ホームヘルパー等サービス事業所の人	障がい者団体や家族会	かかりつけ医師や看護師	病院的なケースワーカーや介護保険のケアマネジャー
全体	540	61.9	25.9	5.6	5.2	8.9	7.2	0.9	17.0	8.0
身体障がい	350	65.1	24.6	6.9	3.7	6.0	6.3	0.6	14.6	9.7
知的障がい	50	48.0	26.0	4.0	8.0	28.0	12.0	6.0	16.0	2.0
精神障がい	88	61.4	29.5	3.4	9.1	13.6	11.4	1.1	28.4	13.6

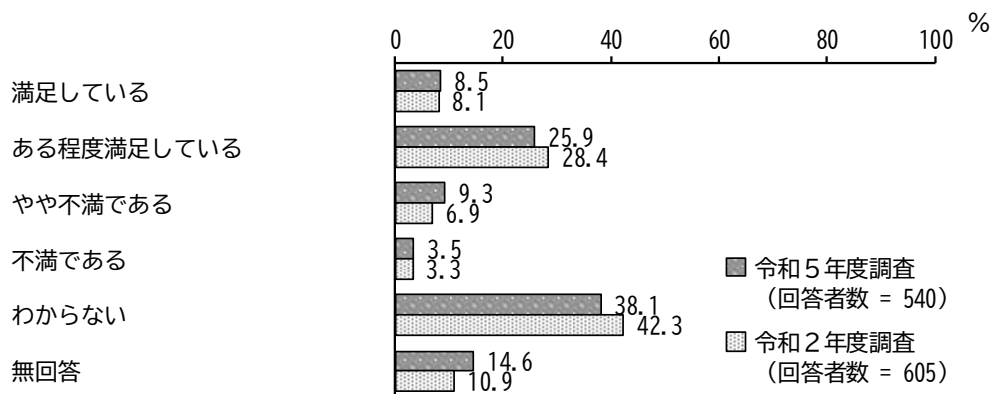
区分	民生委員・児童委員	幼稚園、学校の先生	通園施設や保育所、幼 間の相談窓口担当者	相談支援事業所等の民 間の相談窓口担当者	行政機関の相談窓口	その他	相談相手はいない	い 相談することが特にな い	い 相談することができな い	無回答
全体	0.9	0.7	2.4	2.8	1.1	2.2	6.3	2.4	14.8	
身体障がい	1.1	—	0.3	3.7	0.3	1.7	6.6	1.7	16.9	
知的障がい	—	6.0	12.0	2.0	4.0	2.0	4.0	4.0	8.0	
精神障がい	1.1	—	6.8	2.3	4.5	3.4	3.4	4.5	9.1	

⑤ 障がい者施策全般について

ア 障害福祉サービスの満足度

「わからない」の割合が38.1%と最も高く、次いで「ある程度満足している」の割合が25.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



|| 3 事業所アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

障がい福祉について、問題や課題、行政や地域に望むこと等を把握し、「南知多町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定や施策推進に役立てるために調査を実施しました。

② 調査対象

南知多町内の障がい福祉に関係する事業所

③ 調査期間

令和6年2月から3月

④ 調査方法

メール配付・メールまたはファックス回収

⑤ 回収状況

2事業所

(2) 調査の結果

① 南知多町の障がい福祉について、問題や課題としてお感じになることについて

- ・事業所や相談に上がってきていない障がい者の方の把握はどれくらいできているのか。
- ・ご本人（その家族を含む）から発信する力が弱いので、困難になっても気づけないのではないのか。
- ・生活困難になった知的障がいの方は、理解や納得するのに時間がかかるので、早い時期に介入して信頼関係を築けると良いと思う。
- ・金銭面で生活が苦しくなっている家族への、生活保護の前段階で、相談できるシステムが必要だと感じる。
- ・サービスが少なく、本人や家族が希望するサービスの選択が難しい。

② 南知多町の障がい福祉について、行政や地域に望むことについて

- ・情報も捉える（理解）する力が弱いので、情報獲得の良い手段の構築が必要。
- ・地域として福祉の発展の為の取り組みを行う必要があると感じます。行政と事業所との情報共有が弱いと感じる。
- ・相談会等を開催し、役場の方の積極的な参加をお願いしたい。
- ・困りごとや問題が生じた時に、ケースによって相談する所が違うということが、障がい者の方にとってわかりづらい。「まずはここに相談すれば良い」というとりまとめの機関（振り分けることができる）明確な場所の構築が必要だと感じます。
- ・地域住民と交流ができる場所があると良い。
- ・高齢者だけでなく、障がい者もミーナ助け合い隊を利用できると、地域の方とのかわりが持て、ちょっとした困りごとが解決すると思う。
- ・引きこもりの方の把握と、必要な支援の把握をしていただきたい。
- ・災害時の避難場所の確保や医療のサポートがないと、安心してこの町に住めないと言う声があり、そういったことが住民の減少にもつながっていると思われる。

4 知多南部地域自立支援協議会各部会からの提言

本町における障がい福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言を知多南部地域自立支援協議会からいただきました。

(1) 成果指標関係

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・地域での受け皿がないと地域生活への移行はできない。地域の入所施設を確保することが第一。
- ・グループホームの充実(日中支援型、サテライト型等)が必須。
- ・地域での具体的な受け皿がイメージしにくいことが移行をより難しくしているような気がする。
- ・重度障がいの方を支援する力があるグループホームは、中々、出現しづらい現実(一事業所の支援力の限界)もあるので、事業所が連携し、それぞれの事業所が得意とする時間帯での支援を点と点で結ぶような対応が必要。その為には基本的な支援力向上が必須である。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害の方にとって地域包括ケアとして何が求められているのかを整理し、協議する必要があるかと思います。
- ・精神障がいの理解について、福祉従事者でも後れを取っている感は否めないで、まずは、障がい特性を理解するところが必要ではないか。
- ・家族のいない高齢单身の方に対して、制度・支援の狭間を補えるよう、町の担当者が調整の役割を担ってほしい(介護保険を障害福祉を中心に)
- ・サービスの隙間を埋める体制のシステム化が必要。
- ・高齢者福祉と障害者福祉の連携強化のしくみ
- ・グループホームの入居が長期になり、高齢化していく。必要時に介護保険へスムーズに移行できるようにしてほしい。

③ 地域生活支援の充実

- ・重度の障がい児、医療ケア児の専門性が求められると想定されるため、専門的な研修を行っていく必要があると思う。
- ・体験的宿泊も事業所により内容が違うため、ある程度内容を合わせて利用しやすい

ようにする。

- ・同地域内の事業所間のネットワークづくり（情報交換の場）が必要。
- ・地域生活支援拠点へのコーディネーター配置を促進する。
- ・アウトリーチについて件数が増えている。各事業所人材確保と質の確保難しい。力量のある事業所が経験の浅い事業所をフォローする意味ではアウトリーチの取り組みは必要。人材育成の地域生活支援事業なかで基準の緩和。
- ・地域生活支援拠点の現行機能においては緊急・体験利用のいずれも宿泊が前提となっているが、特に体験利用については泊る以前に短時間からでも慣れるというニーズが存在している。慣れるというニーズについてスモールステップの考え方を導入した機能強化が必要と考える。
- ・宿泊を伴う機能が前提となっていることにより、人員配置が現実的に厳しいところがあり、お断りするケースもある。短時間でも支援の手を上げられる機能があれば、少しでもニーズに応えられるのではないかと。
- ・日中一時支援の認可を受ければ良いという論になるとは思いますが、現実問題として、日中一時支援の認可を受けると、ニーズの量に対応できなく恐れがあります。地域生活支援拠点の中での弾力運用で対応するほうが、事業所の人員不足の現状の中、少しでもニーズに応えられると思う。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・移行ステップをサポートする支援者の確保とスキルアップが必須。また、就労状況の継続的なモニタリングが重要。状況によってはジョブコーチの活用も。
- ・企業へ啓発活動。就労移行や職場定着の成功例を町内企業に積極的に紹介する。
- ・福祉施設から一般就労への移行だけでなく、生活介護を利用する重度障がいの方についても福祉的就労支援や経済的自立支援が必要である。なぜならば、家族の高齢化により家族による経済支援が難しくなっていく為。
- ・就労支援事業所での重度障がい者への支援力向上。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・令和6年度の法改正に向けた準備が必要で、特に放課後等デイサービスについて早めに改正に対応する必要がある。（子ども部会）
- ・全ての障がい児が自分の住む町内で利用できる児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを確保できることが望ましい。
- ・支援員のスキルをあげることが大切と感じます。事業を使って、「よかった」「また使いたい」と感じてもらえる内容にすることと思う。
- ・早期発見・早期フォローの体制。

- ・民間の児童発達支援(あおぞら園は母子通園のため、就労や母親のメンタル等で母子で通えない場合がある。)
- ・自立支援協議会への医療機関のレギュラー参加が必要であり、より医療機関が障がい児・者への医療支援関与しやすいように障がい福祉事業所が協力できるような仕組みが必要。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・関係機関によるネットワーク強化により支援の円滑化に繋がっていくと考えられる。専門性の高いケースや緊急対応の体制を整える為にも、人数の確保が必要になってくると思う。
- ・人材確保ができないと充実・強化は望めない。まずは人材を確保し、増員を図ることが第一。福祉系の大学の就職サポート窓口にも働きかける。
- ・医療機関等との情報連携など関係専門機関とのネットワークを作ることにより重層的相談支援体制を構築する。
- ・当事者団体やピアサポートの活用。
- ・包括支援の要素が多くなっていく中、地域ケア会議に相談支援専門員が参加していく必要があるのではないか。
- ・精神疾患の当事者の方の増加に伴い、需要が増大している中において対応する側の拡充がされていない。
- ・最近「引きこもり」に係る相談案件が多いので、一層、関係機関との連携が必要と感じている。
- ・医療導入と退院支援の推進について、アドバイザー事業を活用し専門チームを作ることで、相談しやすくなるといった仕組みを作る。

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ・質を向上させるためには、人材の質も上げる必要があり、人材育成のための研修に必要な経費の補助制度を充実させる必要がある。人材育成のための余裕ある予算投入が必要。
- ・障がいの理解啓発(支援者や地域住民)
- ・当事者が声をあげやすい仕組み。(当事者の自立支援協議会等への参加)
- ・「普通の暮らし」の共通理解 普通の暮らしに対する感覚に温度差がある。
- ・当事者も支援者もエンパワメントの再理解。
- ・小中高からの福祉教育の仕組み作り(より重層的な必修科目化)その為に、事業所も当事者も協力する。
- ・それぞれの機関が精神障害の知識を深める必要がある。

- ・介護保険へ移行した後の制度が整っていない。移行すると今までは相談員がやってくれていたことを「ケアマネ」がやる立場になるが、ケアマネでは精神障害のことを理解できない面も多々あり、総合的なコーディネーターみたいな方がいてくれると良い。
- ・自立支援医療など申請できる制度の啓発強化。

(2) 障害福祉サービス関係

① 日中活動活動

- ・事業所ごとに実態はことなるかもしれませんが、障がい児・者ご本人を取り巻く重要な要素としての家族支援が増えています。通院、降所後の見守り支援、夜間の緊急家庭訪問など、一番長い時間利用している事業所を信用してもらっている嬉しい話でもありますが、過酷な労働環境になっている事実もある。

② 住まい

- ・グループホームの設置について複数法人が協力をしてグループホームを作れないか。
- ・グループホームの運営についての勉強会。(社会資源開発部会)
- ・半田市にある「ふらっとスペース・ならわ」のような住まいのカタチのグループホームをつくっていただけると、地域の中で安心して暮らせるようになると思う。

③ 在宅支援(ヘルパー・訪問入浴など)

- ・一定の基準を設けて期間限定等で移動支援を実施できる形を規制緩和してもらえると少ない人数でも対応可能になってくるのでは。
- ・予算に限りがあることは承知しているので、事業所に加算をつけるのではなく、せめて、事業所に対しサービス提供要件の緩和をしてほしい。ルール上、要件を満たしていないので、サービス提供は認められないでは、サービス提供が0か100の2択になってしまう。
- ・移動支援は必要に応じてサービス提供を行うが、身体介護ありとなしの場合で、事業所への報酬が大きく違うため、身体介護なしの方のサービスを提供することが難しい現状がある。精神障害の特性も該当するような評価基準にしていきたい。
- ・ヘルパーの人員不足やヘルパー自身の高齢化があり、体力勝負の場面が多い子供さんへの支援などの対応が難しい。

④ 補装具・福祉用具

- ・ストマを上手に装着できず失敗が多い方がいる。補助額では追いつかないケースあり。不潔のままのストマを使いまわすことがある。実態に合わせた補助額の見直しをお願いしたい。

⑤ 情報保障

- ・手話での日常会話ができる人、要約筆記ができる人を増やすための学習会などの機会を設けていただきたい。

⑥ 相談支援(地域移行・定着含む)

- ・相談支援事業所に求められるニーズは多様化する一方であり、障がい児・者ご本人の支援のみならず、家族の現在への支援、家族の将来への支援と、もはや包括支援になっている。しかし、この包括支援機能は相談支援専門員によるボランティア対応が多く存在していると感じる。相談支援事業所への人材支援が必要。
- ・デマンドとニーズの見極め。(本当のニーズの見極め)(社会資源開発部会)
- ・精神障害の相談対象者が増えている中で、そのニーズに応える相談員の拡充、強化が急務。
- ・通院時に問診票すら書けない人がいる現状を踏まえて、その点に特化した支援ができると良い。
- ・昼食におにぎりを2個しか食べない人もいる。ヘルパーとは別に栄養チェックケアができる支援があると良い。
- ・当事者が急遽、危険な状態(失神して倒れる等)になっても困らない様に、事前に緊急連絡体制や、救助してくれる支援要員を決めておいてくれるなどの計画が有れば、何かあった時でも当事者が安心できる。
- ・病院等の相談員以外の地域の方たちが、「誰かに狙われている」等の言動があったりする人がいたら「この方は精神病なのかもしれない」と思ってもらって「早く病院へ行って薬を飲んだ方が良い」と通院を促してくれる人が身近にいてくれることが重要になってくる。そういった仕組み、制度ができると良い。
- ・「何でも屋さん」みたいに、困ったことが有れば何でも相談できる所があると良い。
→「相談」だけでなく、困ったことに対して実際に動いてくれる存在の「何でも屋さん」。

⑦ 保育・教育

- ・ 障害児の頃から一体的に支えていくシステムをつくれませんか？ 幼少期からの一体化された支援が必要。
- ・ 子ども相談が増えている。発達障害以外の障害が見え隠れしている人もいる。個人情報関係も厳しくなっているので対応が難しいが、保育・教育・医療・福祉の連携体制の強化が必要。
- ・ 保育の時期から障害分野の人たちとの関わりを持つことができると、支援にもつながりやすく、その後の障害が重くならず済むように感じている。そのような仕組みをつくれませんか。

⑧ 就労

- ・ 仕事内容も知多南部の事業所の得意分野があると思うため、協力して知多南部の特産物の検討をしてはどうか。

5 分野別課題

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。
- アンケート調査では、家族と暮らしている方が多く、今後も家族と一緒に生活したいと回答した方が多くみられています。また、地域で生活するために必要な在宅サービスの充実を求める割合が3割近くとなっています。特に、知的障がいでは日中活動の場の充実や相談支援が求められています。
- 障がい者が安心した暮らしを地域で過ごすことが可能となるよう、当事者のニーズを踏まえた上で、地域の中でのサービスの充実を図るとともに、施設に入所しながら地域でのサービスを受けられる環境をつくる必要があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 福祉保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。
- アンケート調査では、精神障がい者の方が地域で生活するにあたり、希望する支援について、経済的な負担の軽減が求められています。また、家族や親せき、友人・知人以外の困りごとの相談先として、かかりつけ医師や看護師の割合が高くなっています。
- 精神障がい者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、住居の確保や医師、保健師、相談支援専門員等、福祉専門職だけでなく医療関係者との連携による支援の充実を図ることが必要です。また、精神障がいのある人が地域で暮らし続けるために、状態が不安定な急性期の受入れ対応についても検討が必要です。さらに、相談支援体制の強化として、相談支援を担う人材の育成・確保、相談支援の周知・啓発を行う必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。また、障がい者等の重度化・高齢化に備え、重度障がいにも対応でき、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることができる体制が求められています。
- アンケート調査では、普段、悩みや困ったことの相談先について、「家族や親せき」が61.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が25.9%、「かかりつけ医師や看護師」が17.0%となっている一方、「行政機関の相談窓口」が2.8%、「相談支援事業所等の民間の相談窓口担当者」が2.4%と低くなっています。
- 障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、対象者全員にサービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要です。
- 地域生活支援拠点の充実を図り、身近な困りごとの相談や緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が引き続き求められます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 障がい者の就労は、社会参加、生きがいくりの観点からも重要であり、福祉就労についてはその重要な役割を担っています。障がい者が障がいの程度や特性に応じて、個々人の望む多様な働き方ができる環境を整備していくことが重要です。
- アンケート調査では、障がい者の就労支援として必要なことについて、職場の障がい者理解が約2割半ばと高くなっています。また、就労後のフォローや仕事についての職場外での相談対応などの支援も求められており、就職後の安定就労を図るために、相談支援や情報提供などの支援体制づくりが求められます。
- 企業と就労する障がいのある人をマッチングさせ、就労後も働き続けるために、就労準備支援等による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ（職場適応援助者）等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、障がい児サービスの充実を推進していくことが必要です。
- アンケート調査では、障害福祉サービスの今後の利用意向について、「障害児相談支援」が1.9%と他と比べ高くなっています。また、通園（所）・通学先や町の相談窓口に対し、能力や障がいの状況にあった支援が求められています。
- サービスの利用においては、相談支援が適切に入ることにより、子どもの発達や家族の希望を両立した支援につながることから、相談支援の充実を図りながら、サービスの利用につなげていくことが必要となります。
- 医療的ケアが必要な児童については、保健・医療・福祉や関係機関の協議の場を一層充実する等、総合的な支援体制を構築するとともに、担い手不足の解消や人材育成等医療的ケア児及び重症心身障がい児を対象とする児童発達支援や放課後等デイサービスの事業実施への支援が必要です。
- 子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげる必要があります。
- アンケート調査では、発達障害と診断されたことがある方が5.4%となっています。また、通園・通学で困っていることについて、「通園（所）・通学が不便」が3件、「送迎等家族の負担」が2件となっています。
- 障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。
- また、教育、保育や子育て支援の場で、障害のある児童と障害のない児童がともに学び成長する機会の推進が求められます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。
- アンケート調査では、普段、悩みや困ったことの相談先について、「家族や親せき」「友人・知人」以外では身体障がい、精神障がい、「かかりつけ医師や看護師」の割合が、知的障がい「施設の指導員等」の割合がそれぞれ高くなっています。
- 障がいのある人のニーズが多様化する中、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。
- また、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

- 障がいのある人が望む地域生活を継続していくために、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。
- アンケート調査では、現在利用している障害福祉サービスについて、「計画相談支援」が10.4%、「相談支援」が7.6%、「生活介護」が7.4%となっており、今後利用したい障害福祉サービスについて、「相談支援」が19.8%、「計画相談支援」が18.9%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が18.1%となっています。また、障害福祉サービスの満足度について、“満足している”が34.4%、“不満である”が12.8%となっています。
- 障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。



第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

1 国の基本指針の概要

(1) 趣旨

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

(2) 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で令和5年度末の段階において地域生活に移行する方の目標を設定しました。

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度末の施設入所者削減数	1人	0人	令和元年度末時点(10人)から10%削減
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人	0人	令和元年度末の施設入所者数(10人)の10%が、施設からグループホーム等へ地域移行

(進捗状況)

施設入所者の削減については、令和元年度末の施設入所者数10人に対し、令和4年度末は12人と目標値を下回り入所者数は増加しています。

福祉施設から地域生活への移行については1人の目標に対し、令和5年度末までの地域生活移行見込者数は目標値を下回り0人となっています。

◆国の基本指針

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	実績	1か所	1か所	1か所
	目標値	1か所	1か所	1か所

(進捗状況)

地域生活支援拠点等の整備は、知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数の機関で担う仕組み（面的整備）にて実施しています。また、知多南部地域自立支援協議会社会資源開発部会において、年1回運用状況を検証および検討する体制をつくりました。

◆国の基本指針

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針で示された就労支援に関する目標を設定しました。

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度の 一般就労移行者数	5人	1人	令和5年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(2人)の2.5倍増
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労移行支援)	2人	1人	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(1人)の2.0倍増
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	1人	0人	令和5年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(0人)
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人	0人	令和5年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(1人)の2.0倍増

(進捗状況)

福祉施設から一般就労へ移行する方については、令和5年度中に一般就労に5人(2.5倍)移行するという目標設定に対し、実績見込みは1人(0.5倍)となりました。サービス種別ごとの達成状況は前表のとおりです。

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

なお、目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

②就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度における就労定着支援事業の利用者	4人	1人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数(5人)のうち就労定着支援を利用する人数の7割

(進捗状況)

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標としていましたが、利用実績は1人と目標を達成していません。

③就労定着支援事業所の就労定着率

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度における就労定着支援事業所の就労定着率	70%	-	国の基本指針通り(現在、本町には就労定着支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合)

(進捗状況)

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするという目標設定をしていましたが、計画期間中に町内に就労定着支援事業所の参入はなかったため、実績はありません。

◆国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

（4）障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センター設置	設置	未設置 (町内)	令和5年度末までに、児童発達支援センターを圏域で設置を検討
令和5年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	無 (町内)	令和5年度末までに、近隣市町の事業所と連携し、利用できる体制を構築
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	有	有	令和5年度末までに、圏域で確保
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	有	有	令和5年度末までに、圏域で確保
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	有	有	知多南部地域自立支援協議会子ども部会に設置した協議の場を充実
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有	圏域及び町において1人ずつ配置

（進捗状況）

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置について国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを設置することを基本としていますが、発達に心配のある児童の福祉向上を図ることを目的とした親子通園事業を実施しているどんぐり園を、令和5年度末までに、児童発達支援センターへ移行することは困難な状況であり、引き続き圏域での設置を検討していきます。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

保育所等訪問支援の利用体制の構築については、本町には保育所等訪問支援事業所はありませんが、近隣の市町にある事業所と連携することにより、引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

◆国の基本指針

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で確保することを目標として設定しました。

児童発達支援事業所は半田市に1か所、東海市に1か所、大府市に2か所、放課後等デイサービス事業所は半田市に3か所、東海市に2か所、大府市に3か所、知多市に2か所あり、利用できる体制を圏域で確保しています。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場については、知多南部地域自立支援協議会子ども部会を協議の場として、関係機関との連携を図りました。

また、医療的ケア児等コーディネーターについては、相談支援専門員1名、町保健師5名を配置しています。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するための目標を設定しました。

(南知多町・美浜町・武豊町の合計)

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有	有	有
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
専門的な指導・助言件数	0件	4件	0件	398件	1件	588件
人材育成の支援件数	0件	32件	0件	24件	1件	23件
連携強化の取組実施回数	0回	1回	0回	5回	1回	12回

(進捗状況)

基幹相談支援センターについては、これまでの委託相談支援事業所を、令和4年1月から基幹相談支援センター化し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施しています。

基幹相談支援センターから町内事業所等に対し、専門的な指導等を行うことで、事業所等関係機関の支援力の向上に努めました。また、基幹相談支援センターを中心に相談事業所連絡会を定期的に開催しケース検討等を行い、相談支援事業所間の連携強化とスキルアップに取り組みました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

(別表第1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築の目標を設定しました。

取組事項	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
研修への本町職員の参加人数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	0回	1回	0回	0回	1回	0回

(進捗状況)

障害福祉サービスに係る知識向上等を目指し、職員が各種研修に参加しました。

県による監査指導の結果や審査支払結果の自主点検を行い、事業所の請求内容に誤りがあった場合は、関係自治体等と適切な請求内容の共有を行いました。

◆国の基本指針

令和5年度末までに、別表第1の10の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(別表第1の10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

3 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から施設入所者のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。国の基本指針では、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とするとされていますが、地域生活移行者数については、これまでの実績等を勘案して以下のとおりとします。

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者削減数	1人	令和4年度末時点施設入所者数（12人）から8.3%削減
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人	令和4年度末の施設入所者数（12人）の8.3%が、施設からグループホーム等へ地域移行

○目標達成のための方策

施設入所者及びその世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する人に対して、サービス調整等の施設退所支援及び退所後の生活支援を行っていきます。

また、グループホーム等の「生活の場」を確保し、生活介護、就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等の「日中活動の場」の利用促進に努めるとともに、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の充実に取り組みます。

◆国の基本指針

令和4年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。

当該目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、次の取組を実施します。(※国の基本指針では成果目標の設定については都道府県のみとなっています。)

(参考)

目標値		設定の考え方
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)	2人	【国指針：当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定める】

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の協議の場への参加人数(内訳は別表)	19人	19人	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

※ 別表

取組事項	令和6年度～令和8年度						
	保健	医療(精神科)	医療(精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人

○目標達成のための方策

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいのある方を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がいのある方の家族に対する支援の充実が実現できるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場として知多南部地域自立支援協議会精神障害者地域生活部会を活用し、課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを推進し、重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

なお、令和8年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)については、2人(65歳以上利用者数1人、65歳未満利用者数1人)と見込んでいます。

(3) 地域生活支援の充実

目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	国の基本指針通り
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	国の基本指針通り

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の整備（面的整備型）	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回
強度行動障害を有する者への支援体制の確保	有	有	有

○目標達成のための方策

障がいのある方の重度化や高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方の地域生活支援を推進するため、知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）では複数機関で担う仕組み（面的整備）にて地域生活支援拠点等（1か所）を実施しています。

その確保及び機能の充実のため、令和8年度末までの間、知多南部地域で定めている「地域生活支援拠点整備計画」に基づき、地域生活支援拠点コーディネーターの配置、緊急時の受け入れ・対応や体験の機会・場を提供する事業所の拡充、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりに引き続き努め、知多南部地域自立支援協議会社会資源開発部会において年1回以上運用状況を検証および検討することを目標とします。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、知多南部地域自立支援協議会社会資源開発部会を中心に支援ニーズを把握し、事業者のスキルアップを目的とした研修参加促進及びワーキンググループの拡充を含めた支援体制の整備を検討します。

◆国の基本指針

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	4人	令和8年度に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(2人)の2.0倍増
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	2人	令和8年度に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(1人)の2.0倍増
就労継続支援A型事業からの一般就労への移行者数	1人	令和8年度に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(0人)
就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数	2人	令和8年度に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(1人)の2.0倍増

○目標達成のための方策

就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用促進を図るとともに、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターとの連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

◆国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

②就労移行支援事業所の割合

目標値		設定の考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%	国の基本指針通り（現在、本町には就労移行支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合）

◆国の基本指針

事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の利用者数

目標値		設定の考え方
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用する人数。令和3年度末就労定着支援利用者実績値（0人）

◆国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

④就労定着支援事業所の就労定着率

目標値		設定の考え方
就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所の割合	25%	国の基本指針通り（現在、本町には就労定着支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合）

◆国の基本指針

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
令和8年度末までに 児童発達支援センター設置	圏域での設置を検討	国の基本指針通り
令和8年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる体制構築	近隣市町の事業所と連携し、利用できる体制を構築	国の基本指針通り
令和8年度末までに 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保	国の基本指針通り
令和8年度末までに 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	知多南部地域自立支援協議会子ども部会に設置した協議の場を充実させる	国の基本指針通り
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	現在の体制を維持	国の基本指針通り

○目標達成のための方策

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置について国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置することを基本としています。発達に心配のある児童の福祉向上を図ることを目的とした親子通園事業を実施している「どんぐり園」を、令和8年度末までに、児童発達支援センターへ移行することは困難な状況です。したがって、町単独では児童発達支援センターの設置については目標としませんが、圏域での設置を検討していきます。

◆国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

保育所等訪問支援の利用体制の構築については、現在、本町には保育所等訪問支援事業所はありませんが、近隣の市町にある事業所と連携することにより、令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標とします。障害児支援の中核となる児童発達支援センターについては、圏域での設置を視野に入れて検討していきます。

◆国の基本指針

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で確保することを目標とします。

現在は50～51ページに記載のとおり圏域で確保しているため、利用希望がある際は、事業所等の関係者と調整を図り、利用できる体制を整えます。

◆国の基本指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

平成30年度より知多南部地域自立支援協議会子ども部会を協議の場として設置しており、その充実に努めます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、相談支援専門員（1名）、町保健師（5名）を配置しており、この体制の維持に努めます。

◆国の基本指針

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

目標値	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の基本指針通り

活動指標

(南知多町・美浜町・武豊町の合計)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	専門的な指導・助言件数	620件	650件	680件
	人材育成の支援件数	19件	19件	19件
	連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	7回	9回	9回
	主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討の実施回数	9回	12回	12回
	参加事業者・機関数	35機関	35機関	35機関
	専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会
	専門部会の実施回数	28回	28回	28回

○目標達成のための方策

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを中心に体制整備を進めます。基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の充実や相談支援従事者の育成に努めます。

◆国の基本指針

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の表各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

（別表第一の九 相談支援体制の充実・強化のための取組）

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

（7）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標とし、目標を達成するために次の取組を実施します。

目標値	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	国の基本指針通り

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の実施回数	1回	1回	1回

○目標達成のための方策

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めることで、障害福祉サービスの利用状況を的確に把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に努めます。

◆国の基本指針

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

(8) 発達障がいのある方に対する支援

発達障がいのある方やその家族等に対して支援するため、次の取り組みを実施します。

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人

○目標達成のための方策

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害のある人やその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

ピアサポートの活動については、当事者等が気軽に集える機会の提供に努めます。

ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについては、今後、町内外事業

者と協働等により開催し、受講者の確保に努めます。

ペアレントメンターについては、現状、受講へのハードルが高いことから本計画期間中は見込んでいませんが、受講希望者がいれば個別に調整を図っていきます。

◆国の基本指針

各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

4 障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいのある方や精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	13	18	22	26	28	30
	時間/月	180	294	351	345	372	398
重度訪問介護	人/月	0	0	1	1	1	1
	時間/月	0	0	328	500	500	500
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	1	2	2	3	3	4
	時間/月	17	27	35	47	47	62
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

訪問系サービスのうち、居宅介護については、アンケート調査では3年前と比較しても大きく利用意向が伸びているということはありませんが、利用実績は年々増加しており、需要は今後も増加すると見込んでいます。町内には居宅介護事業所が1か所しかなく、サービスが必要となる日や時間帯が集中することや人材不足により、希望するサービス量が十分に提供できない状況があります。また、重度訪問介護については令和5年度に初めて町内で利用が開始され、継続的な利用が見込まれます。

- 町内や近隣の事業者に対して、柔軟なサービス提供や従業員の確保を要請し、障がいを抱える人々に介護保険制度を通じた訪問介護サービスを提供できるよう調整し、必要なサービス量を確保します。利用者には、情報提供の充実などを通じて、必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。
- サービス需要の増加に応じて、さまざまな事業者の参入を促進し、事業者との連携やアドバイス・指導を通じて、相談支援体制やサービス提供体制を充実させます。
- 利用者が安心して高品質なサービスを受けられるよう、事業者に対して指導や監査、研修などを実施し、事業運営の適正化を図ります。さらに、日常生活に支障をきたす障がいを抱える人々が在宅生活を維持できるよう、利用者のニーズを正確に把握し、必要なサービスを提供します。
- 今後の地域生活への移行を促進するため、サービス提供体制を充実させるために、新しい事業所の参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に障害福祉サービスへの参入を促し、利用者のニーズに応じたサービス提供体制を確保するための努力を行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がいのある方が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がいのある方や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	41	43	43	44	44	44
	人日/月	812	834	843	868	868	868
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人/月				0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立 訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	4	3	4	4	4	4
	人日/月	58	61	63	67	67	67
就労継続支援 (A型)	人/月	7	7	4	4	4	4
	人日/月	118	118	92	92	92	92
就労継続支援 (B型)	人/月	25	28	30	36	39	43
	人日/月	412	479	541	613	664	732
就労定着支援	人/月	2	2	1	1	1	1
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人/月	2	2	3	2	2	2
	人日/月	10	19	17	13	13	13
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援（B型）については、アンケート調査では3年前と比較しても大きく利用意向が伸びてるといえることはありませんが、利用実績や特別支援学校卒業生の見込み等から、利用は増加すると見込んでいます。新たに設けられる就労選択支援については、令和7年度から1名の利用を見込んでいます。

町内には生活介護事業所が1か所、就労継続支援（B型）事業所が4か所、短期入所（福祉型）事業所が1か所あります。

○今後もサービス利用者数の増加が見込まれる中、できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、町内への事業展開に関する働きかけや近隣市町を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。

○利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

○福祉施設から一般就労への移行を支援するため、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、就労系サービスの充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がいのある方へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	22	26	32	45	54	64
精神障害者の共同生活援助	人/月	6	9	11	14	17	20
施設入所支援	人/月	12	12	12	13	14	14
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

居住系サービスのうち、共同生活援助については、アンケート調査では3年前と比較しても大きく利用意向が伸びているということはありませんが、利用実績は年々増加しており、需要は今後も増加すると見込まれ、個々の生活設計を考慮しながら、長期的な視点で計画を立てます。共同生活援助事業所は町内に少しずつ新規参入があり、現在5か所ありますが、町内の利用者は4割弱程度です。

○本人や家族と十分に協議しながら、将来のサービス利用支援を提供します。また、地域全体の対応も考慮しながら、サービス提供事業者に対して、グループホームの整備を促進し、できる限り近くの地域でサービスを提供できるように、町の施設や既存の土地を有効活用するなど、サービス提供体制を確保します。

○障がいのある方のニーズを把握し、必要なサービスを提供できるように、居住系サービスの社会資源を整備します。特に、地域生活への移行を推進するために、不足していると指摘されているグループホームについて、社会福祉法人などの従来の実業者限定せず、障害福祉サービスに経験と実績のあるさまざまな事業者の参入を促進します。

○グループホームの整備を進めるにあたり、障がいの有無に関わらず、誰もが地域とともに暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、障がいのある方に対する誤解や偏見を防ぐため、障がいについての正しい理解と知識を地域住民に啓発します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がいのある方等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がいのある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	28	27	27	27	26	26
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

相談支援事業所は町内に1か所しかなく、相談支援専門員の増員や相談支援事業所の開設への働きかけなど、地域の相談支援体制を強化する取組を実施します。

また、地域移行支援・地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所が町内にないため、利用希望があった場合に必要なサービスが提供できるよう、町外の事業所と調整します。

○支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

○地域で生活している障がいのある方が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。

○地域における相談支援の中核機関である知多南部地域基幹相談支援センターにより、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。

○精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(5) 障害児支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がいのある児童に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業です。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	1	1	0	0	0	0
	人日/月	8	8	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用人数	12	13	16	17	18	18
	延利用人数	131	136	167	184	193	202
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	3	3	5	6	6	6

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	相談支援専門員 (美浜町との合同) 配置数	1	1	1	1	1	1
	保健師 (町単独) 配置数	3	4	5	5	5	5

② 見込量確保の方策

放課後等デイサービス事業所は町内に2か所ありますが、町内より町外の利用者のほうが多い状況です。また、児童発達支援、保育所等訪問支援等については、町内に事業所がないため、利用希望があった場合に必要なサービスが提供できるよう、町外の事業所と調整します。

○今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保に努めます。

○利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

○障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

○障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

【障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み】

サービス名	単位	見込み (利用ニーズを踏まえた必要な見込み量)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	4	4	4
認定こども園	人	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	1	1	1

保育所においては、障がい児保育について加配保育士を必要とする子どもの数を計上しています。本町では、特に障がい児指定園を設けず、すべての保育所で受入体制を整えています。今後、見込量を確保するために、受入体制のさらなる充実を図ります。

放課後児童クラブについては、過去に障がいのある児童を受け入れた実績はありませんが、今後は、障がいのある児童の特性を踏まえた育成支援向上のための職員研修や環境整備を行い、可能な限り人員確保を含めた受入体制を図ります。

5 地域生活支援事業の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

② 見込み確保の方策

イベントや町広報、ホームページ等を通じて啓発を行っており、今後も継続して啓発を行います。

○ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発に努め、地域への障がい者理解への促進を図ります。

○障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取組を行うことで、障がいのある方や障がい特性等に関する地域住民の理解を深め、こころのバリアフリーを推進します。

○知多南部地域自立支援協議会等が連携して行っている知多南部3町福祉教育ハンドブックの作成や知多南部3町福祉教育学習会、障害者差別解消法、障害者虐待防止法に関する研修等の取組を、今後も継続して実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方とその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

引き続き、南知多町社会福祉協議会や知多南部地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、障がいのある方とその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

○障がいのある方やその家族、地域住民等の自主グループの活動を支援し、障がいのある方の生きがいを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障がいのある方等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

② 見込量確保の方策

相談支援事業については、平成18年10月から美浜町・武豊町と共同で民間委託（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）を実施し、障がいのある方やその家族等の相談に応じ、多様化する利用者ニーズに対応することで安心できる地域生活支援を推進しています。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについて、同法人に令和4年1月からの委託を開始し、断らない相談支援体制等、地域共生社会の実現に向けた体制を構築しています。

○障がいのある方の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターと連携し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

○基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。また、住宅入居等支援事業については、庁内関係課と調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、法人後見の活動を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	25	28	27	29	30	32
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

② 見込量確保の方策

成年後見制度については、平成20年4月から知多地域5市5町共同で知多地域成年後見センターに法人後見、相談支援、普及啓発等の業務を委託し、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を行ってきました。

令和4年4月、大府市を除く知多地域4市5町共同での事業委託となり、また名称を「知多地域権利擁護支援センター」へ変更し、判断能力が十分でない方たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を継続して行っています。

○知多地域権利擁護支援センターを広く周知し、成年後見制度の円滑な利用促進を図ります。また、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業である「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」の周知と円滑な利用促進に努めます。

○成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業者等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

○成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

○広域で協議して令和2年3月に策定された第1期知多地域成年後見制度利用促進計画、令和6年度に策定予定の第2期知多地域成年後見制度利用促進計画（仮称）に基づき、更なる権利擁護支援の充実を図ります。

(5) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいがある方に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進やボランティア育成講習会等を通じて、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣数	人/年	1	15	1	1	1	1
要約筆記者派遣数	人/年	1	2	1	1	1	1
手話通訳者設置数	人/年	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了見込者)	人/年	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

本町のような規模の自治体で手話通訳者を常設することは現実的ではないことから、引き続き、必要に応じた手話通訳者等の派遣によって対応し、制度の周知と利用促進に努めます。

○スマートフォン等を用いて緊急通報が可能な「Net119緊急通報システム」、手話や文字で電話を通訳する「電話リレーサービス」を周知するなど、円滑な意思疎通を目指します。

○美浜町・武豊町と共同で、各町社会福祉協議会を通じた手話奉仕員や要約筆記（パソコン筆記）ボランティアを養成する講座等を実施することにより、サービス提供体制の確保に努め、聴覚に障がいのある方の地域生活支援の推進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	2	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	2	0	1	0	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	12	12	12	11	11
排せつ管理支援用具	件/年	482	504	493	491	489	488
住宅改修費	件/年	0	1	1	0	0	0

② 見込量確保の方策

障がいのある方の自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付に努めます。また、適切な利用促進を図るために各サービスの周知に努めます。

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	8	7	8	8	7	7
	時間/月	60	61	59	73	64	64

② 見込量確保の方策

障がいのある方の社会参加促進を図るため、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

○利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施等を含め、移動支援の充実に努めます。

○移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります

(8) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいがある方が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	人/年	12	14	13	13	13	13
	箇所	2	2	2	2	2	2

② 見込量確保の方策

障がいのある方の日中活動の場として重要であることから、引き続き、常滑市、美浜町、武豊町と本町の1市3町による委託事業「地域活動支援センターひろばわっぱる」と美浜町と本町の2町による委託事業「ワークルームかもめ」の充実に努めます。

○地域活動支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実に努めます。

(9) 地域移行のための安心生活支援事業

サービス	概要
体験的宿泊事業	地域生活への移行や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会や場を提供する。
緊急時一時宿泊事業	地域で生活する障がいのある方等の急な体調不良や、介護者または保護者の急病等の場合、短期入所等における緊急受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体験的宿泊事業	件/年	13	7	10	12	13	14
緊急時一時宿泊事業	件/年	1	0	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

サービス事業所等に対し、事業所登録の働きかけを行い、受け入れ態勢の確保に努めます。なお、今後国の動向に注視し、柔軟に対応します。

(10) その他の事業

サービス	概要
訪問入浴サービス事業	家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある方及び児童の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、昼間に介護等のデイサービスを行います。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある方で免許の条件が付されている人に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用の一部の助成を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	身体に障がいのある方に対し、就労、通院、通学等のため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部の助成を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人/年	11	16	14	21	26	33
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業の実施を必要とする方に対して、サービス等の提供体制の充実を図ります。

○訪問入浴サービス事業については篠島・日間賀島においてもサービスを利用しにくくならないよう、事業者にカーフェリー代を助成します。

○日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業者と協力・連携により確保します。

○「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」、「身体障害者用自動車改造費助成事業」は利用者が少ないため、身体障害者手帳を新規で取得された方に説明するなど、制度の周知を行います。



第4章

計画の推進体制及び評価

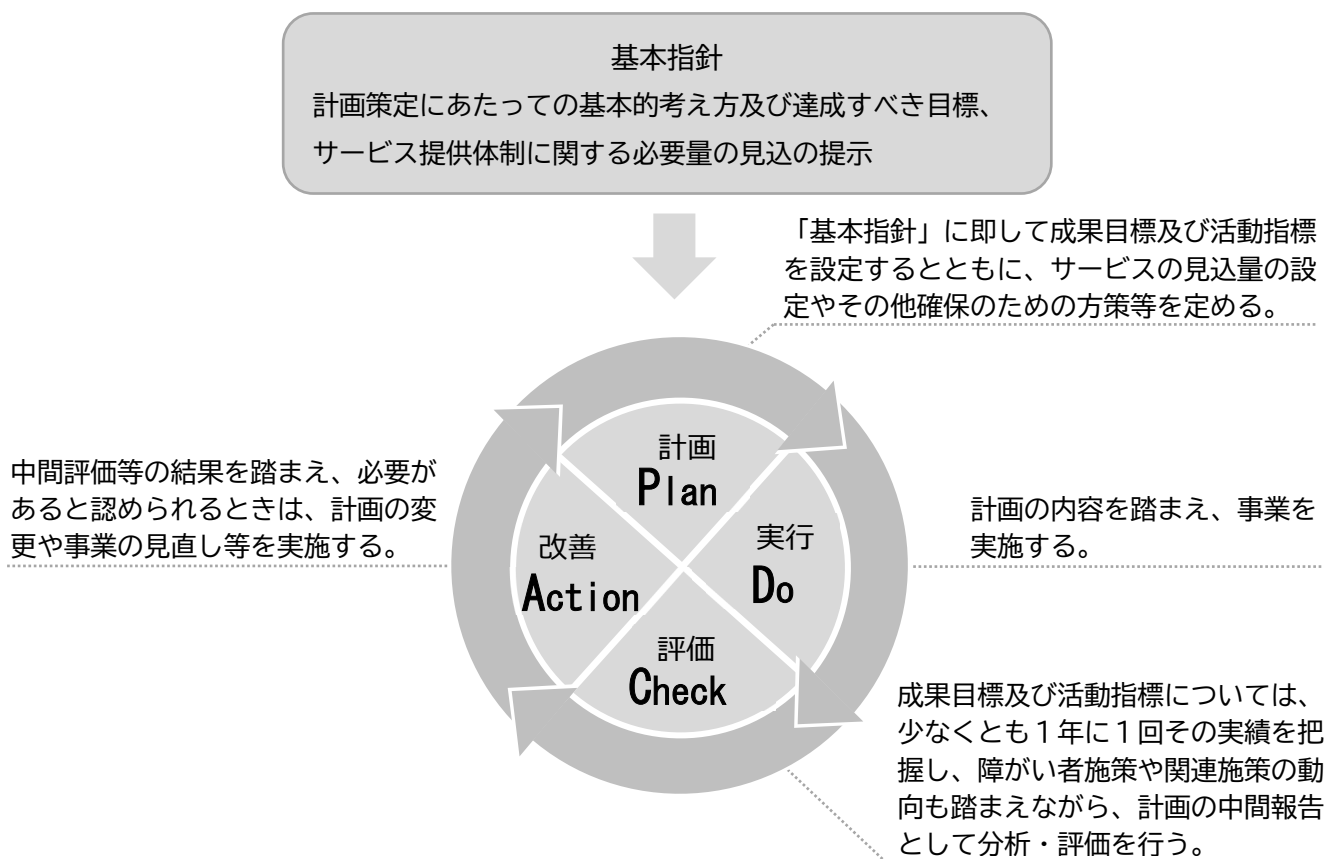
1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、知多南部地域自立支援協議会や南知多町障がい者計画等策定委員会との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者等とのネットワークの形成を図り、障がいのある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、知多南部地域自立支援協議会の意見を聴く等、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行い、その結果を町ホームページ等で公表します。





資料編

1 南知多町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 南知多町障がい者計画、南知多町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るため、南知多町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係代表者
- (2) 障害者関係事業者等代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員及び団体の代表が交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議においては、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員長（委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことが

できない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理するものとし、事務局は南知多町厚生部住民福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

|| 2 南知多町障がい者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略/順不同)

区分	役職	氏名	備考
福祉団体関係代表者	手をつなぐ育成会代表	大 岩 文 恵	
	精神障害者家族会代表	大 岩 せつよ	
	民生委員児童委員協議会代表	木 学 勳	
	社会福祉協議会代表	大 森 宏 隆	委員長
障がい者関係事業所等代表者	地域活動支援センター ワークルームかもめ	久 野 英里子	
	知多南部基幹相談支援センター ゆめじろう	出 口 晋	
	知多南部基幹相談支援センター わっぱる	古 川 紀 衣	
	すいせんひろば	佐 藤 みち子	
	こんぱす	靱 山 え り	
当事者		相 川 健太郎	
合計 10名			

3 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定経過の概要

年月日	内 容
令和5年8月10日	第1回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定にあたって (2) 障がい者計画等策定スケジュール(案)について (3) 福祉に関するアンケート調査(案)について
令和5年 9月8日~10月2日	福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年9月	福祉に関するアンケート説明会 ・9月21日 南知多病院 ・9月28日 南知多町役場
令和5年11月15日	第2回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) アンケート調査の結果報告について (2) 次期計画に向けた課題について (3) 福祉サービスの見込み量について
令和5年12月26日	第3回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について (2) パブリックコメントについて
令和6年 1月12日~26日	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)に関する パブリックコメントの実施
令和6年3月8日	第4回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) パブリックコメントについて (2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画概要版(案)について (3) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(最終案)の承認について

4 町内サービス事業所一覧

事業所名	サービス種類	電話番号	地区
NEVERLAND&STORY	就労継続支援（B型）	0569-89-8766	内海
NEXUS南知多	短期入所	0569-84-8875	内海
	共同生活援助	0569-84-8875	内海
あっとほーむ「さくら」	共同生活援助	0569-65-2753	豊丘
うらら（海空）	就労継続支援（B型）	0569-89-8431	内海
ケアホーム太陽 千鳥寮	共同生活援助	0569-62-0915	内海
こだまのいえ 知多山海	共同生活援助	0569-77-5038	山海
すいせんの家	共同生活援助	0569-65-1925	内海
すいせんの窓	計画相談支援	0569-65-1925	豊丘
すいせんひろば	生活介護	0569-65-1925	豊丘
たいよう	就労継続支援（B型）	0569-65-3615	豊浜
ミソラ（海空）	放課後等デイサービス	0569-89-8431	内海
就労継続支援B型事業所 ココロもみもみ	就労継続支援（B型）	0569-89-6022	内海
南知多町社協ヘルパーステーション	居宅介護	0569-65-2687	豊浜
放課後等デイサービスこんぱす	放課後等デイサービス	0569-89-8766	内海

5 用語解説

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに各該当法律に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会。

【さ行】

障がい支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量等を決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。区分1が低く、区分6が高い。

障害者虐待防止法

障がいのある方に対する虐待が障がいのある方の尊厳を害するものであり、障がいのある方の自立及び社会参加にとって障がいのある方に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がいのある方に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある方に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある方の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

成年後見制度

知的障がいのある方、精神障がいのある方等で、主として意思能力が十分でない方の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいのため判断能力が十分でない方の権利・財産を守るために成年後見に関する相談窓口等の委託を受けた施設。

ソーシャル・インクルージョン

ノーマライゼーションの理念の発展型と位置づけられる概念で、障がいの有無にかかわらず、高齢者も子どももあらゆる人が必要な支援を受けながら地域社会に包み込まれて暮らすという考え方。

【た行】

地域活動支援センター

地域に暮らす障がいのある方の日常生活の相談や支援、地域交流活動等を行うことにより社会復帰、自立、社会参加の促進を図るための施設。

地域生活支援拠点等

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できる事業。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業がある。

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる。とされている。

知多南部地域自立支援協議会

知多南部3町（南知多町、美浜町、武豊町）で構成され、障害者総合支援法の中で障がいのある方が障がいのない方とともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための協議会。

特定健診

平成18年の健康保険法の改正によって、平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、健康保険組合や国民健康保険等の保険者に義務づけられた健診。肥満、高血圧症、脂質異常、糖代謝異常、喫煙状況等の危険因子の保有状況により内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者を発見する。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障がいのある児童・生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育をうけることと、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育アドバイザー

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し、助言・援助を行う人。

【な行】

ノーマライゼーション

障がいのある方とない方とは、お互いが特別に区別されることなく社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策等も含まれる。

【は行】

バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上で、障がい（バリア）となるものを除去するという意味。

ピアサポート

障がいのある方自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある方の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

ヘルプカード

障がいのある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されている。

ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等の相談・助言を行う。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に区切った、それぞれの段階。
また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等生活の節目に着目した生活様式の捉え方。

南知多町
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

発行日／令和6年3月

編集・発行／南知多町 住民福祉課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

TEL：0569-65-0711

FAX：0569-65-0694